

教育改革の流れ

教育基本法の改正 H18(2006)

教育振興基本計画

第1期H20(2008)-H24(2012)

第2期H25(2013)-H29(2017)

第3期H30(2018)-R4(2022)

検
討
会
議
有
識
者
会
議

教育再生実行会議 H25(2013)~

中央教育審議会

法整備・制度改正等

教育再生実行会議第一次提言

教育再生実行会議 第一次提言

いじめの問題等への対応について H25(2013)/2/26)

【いじめ対策】

- 「いじめ防止対策推進法」 (H25(2013)/6/28公布、9/28施行)
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」
(H25(2013)/10/11策定、H29(2017)/3/14改定)

【道徳教育の抜本的改善・充実】

- 「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」
(中央教育審議会 H26(2014)/10/21)
- 「道徳に係る学習指導要領の一部を改正する告示」
(H27(2015)/3/27)



- ・ 「**特別の教科 道徳**」の創設／検定教科書の導入

特別の教科 道徳の評価

- 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること。
- 他の児童との比較による評価ではなく、児童がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと。
- 一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること。
- 道徳科の評価は調査書には記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする。
- 発言、感想文、質問紙、作文、レポート、スピーチ、プレゼンテーション

いじめ防止対策推進法

いじめ防止対策推進法（H25(2013)/6/28）

○いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ防止対策推進法（H25(2013)/6/28）

○いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

- ・ 国及び学校は策定の義務
- ・ 地方公共団体は策定の努力義務

○いじめ問題対策連絡協議会

- ・ 地方公共団体が、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成・設置できる。

いじめ防止対策推進法（H25(2013)/6/28）

○学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策

- (1) 道徳教育等の充実
- (2) 早期発見のための措置
- (3) 相談体制の整備
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する
対策の推進

○いじめの防止等のための組織

- ・ 複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成
- ・ 学校は設置の義務

いじめ防止対策推進法（H25(2013)/6/28）

○個別のいじめに対して学校が講ずべき措置

- (1) いじめの事実確認
- (2) いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援
- (3) いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

いじめ防止対策推進法（H25(2013)/6/28）

○重大事態への対処

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合

○事実関係の調査

当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査は、学校の設置者又はその設置する学校の義務

○地方公共団体の長への報告

○再調査（必要な場合）

北海道いじめの防止等に関する条例

北海道いじめの防止等に関する条例 H26(2014)/4/1

第1章 総則（第1条－第10条）

第2章 いじめ防止基本方針（第11条・第12条）

第3章 いじめの防止等に関する基本的施策（第13条－第22条）

第4章 いじめの防止等に関する措置（第23条－第27条）

第5章 重大事態への対処

第1節 道立学校に係る対処（第28条－第30条）

第2節 私立学校に係る対処（第31条・第32条）

第3節 市町村立学校に係る調査及び報告徴収（第33条）

第6章 北海道いじめ問題対策連絡協議会（第34条・第35条）

第7章 北海道いじめ問題審議会（第36条－第45条）

第8章 北海道いじめ調査委員会（第46条－第53条）

第9章 雑則（第54条）

北海道いじめ防止基本方針

北海道いじめ防止基本方針 H26(2014)/8/6 H30(2018)/2改訂

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方
- 2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割
- 3 道の責務

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 道と市町村における基本方針の策定と組織の設置
- 2 学校の設置者が実施すべき施策
- 3 学校が実施すべき施策
- 4 重大事態への対処

III その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

重大事態への対処（北海道）

○ 重大事態の発生と調査

道立学校

重大事態の発生

- ※道立学校は、重大事態が発生した疑いがあると認められる場合、教育委員会を通じて、その旨を知事に報告
- ※道立学校は、いじめられて重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること
(道立学校が相談機関等からの連絡・報告を受けた場合も同様)
- ※被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること

①報告

②調査

道教委

附属機関

北海道いじめ問題審議会

①報告

※情報提供

知事

児童生徒・保護者

③調査結果報告

知事

附属機関

北海道いじめ調査委員会¹⁹

④調査結果に対する
知事による再調査

⑤調査結果報告

※情報提供

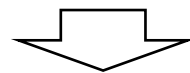
道議会

児童生徒・保護者

教育再生実行会議第二次提言

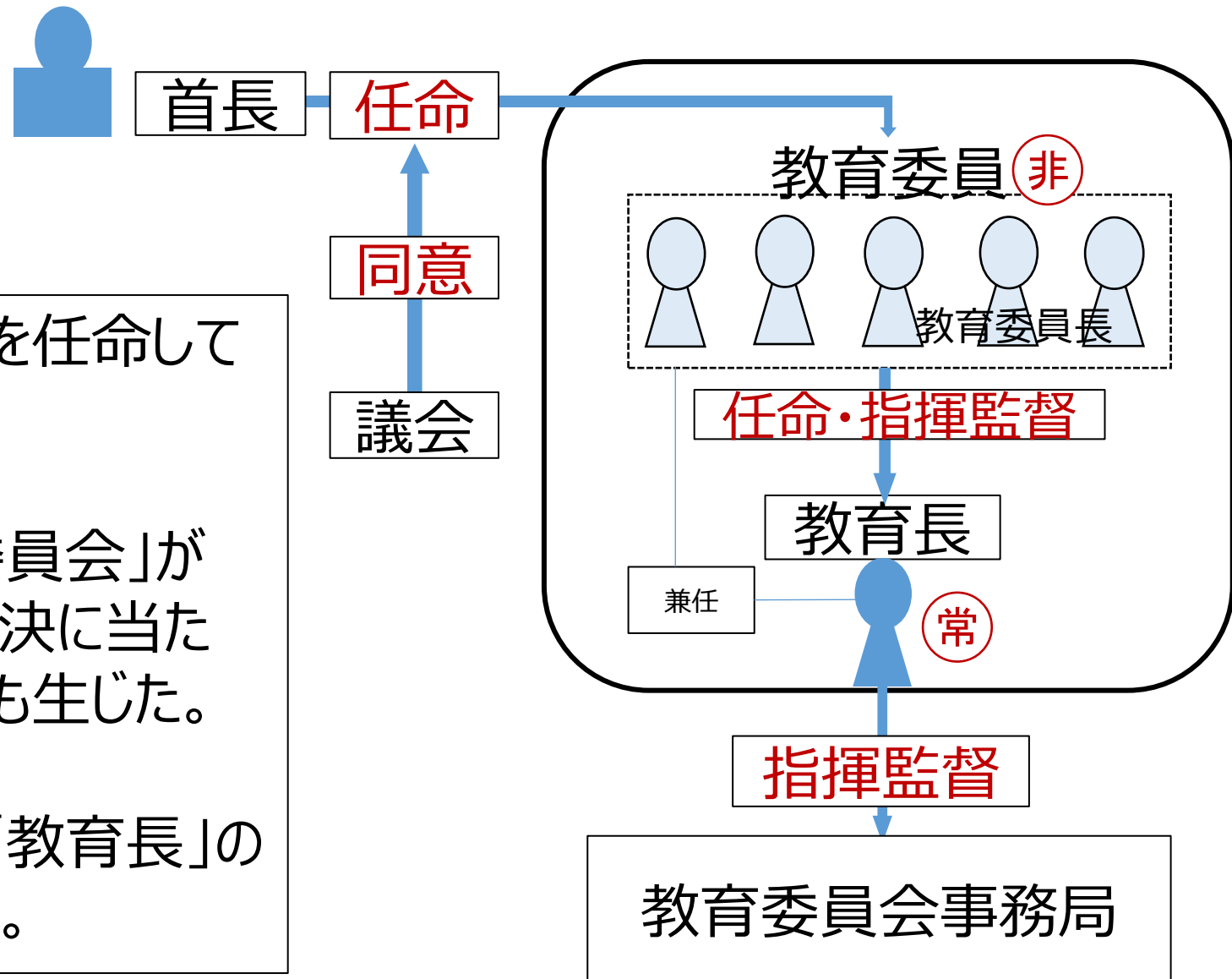
【新教育委員会制度の確立】

- **「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」**
(中央教育審議会 H25(2013)/12/13)
- **「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」** (H26(2014)/6/20公布、H27(2015)/4/1 施行)



- ・ **教育委員長と教育長の一本化**
- ・ **首長による教育に関する「大綱」の策定**
- ・ **「総合教育会議」の設置**

H26(2014)年度までの教育委員会制度



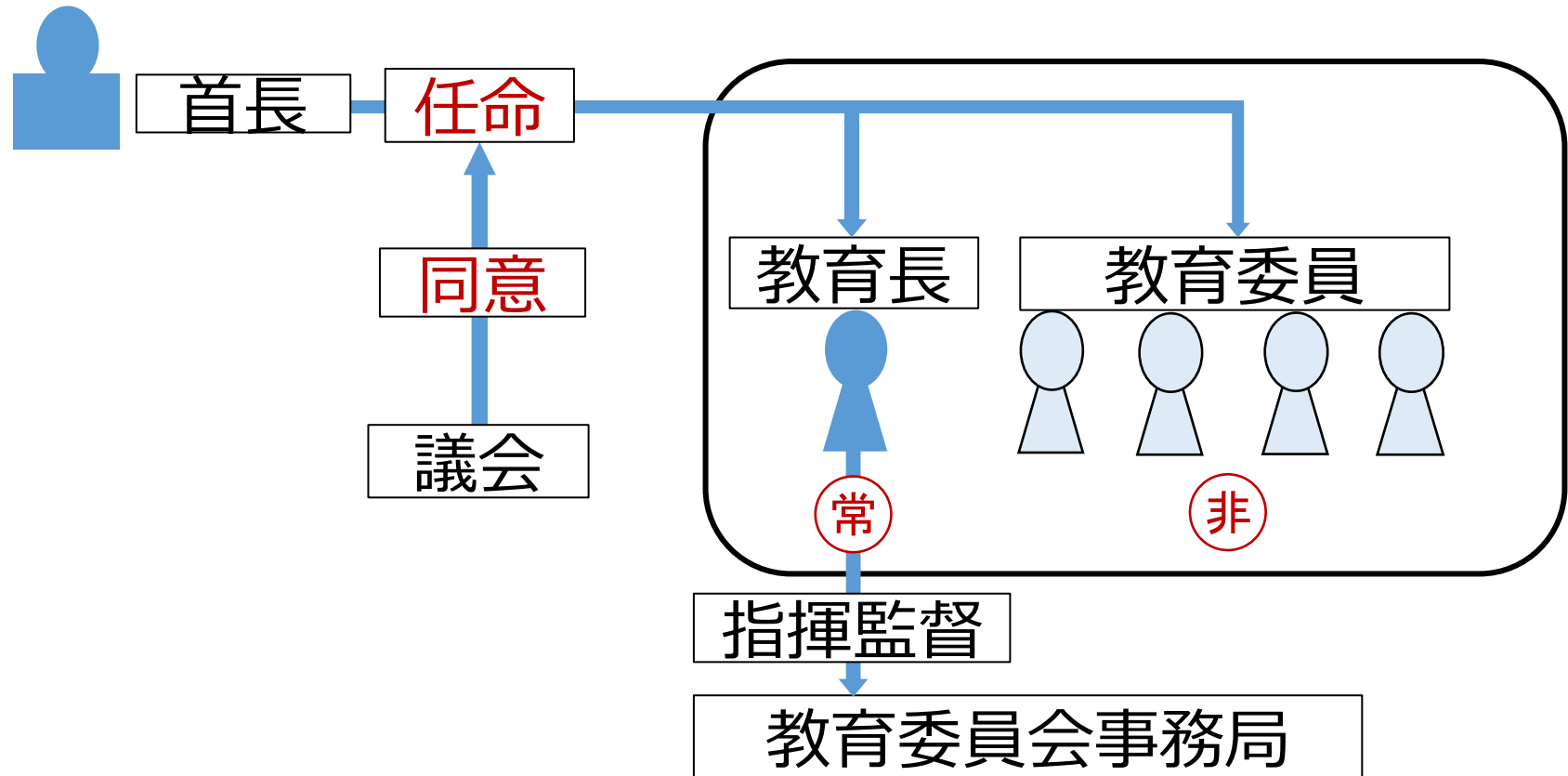
○首長が「教育長」を任命していない。

○「首長」と「教育委員会」が一致して問題の解決に当たることができない例も生じた。

○「教育委員長」と「教育長」の責任体制があいまい。

H27(2015)年度からの新しい教育委員会制度①

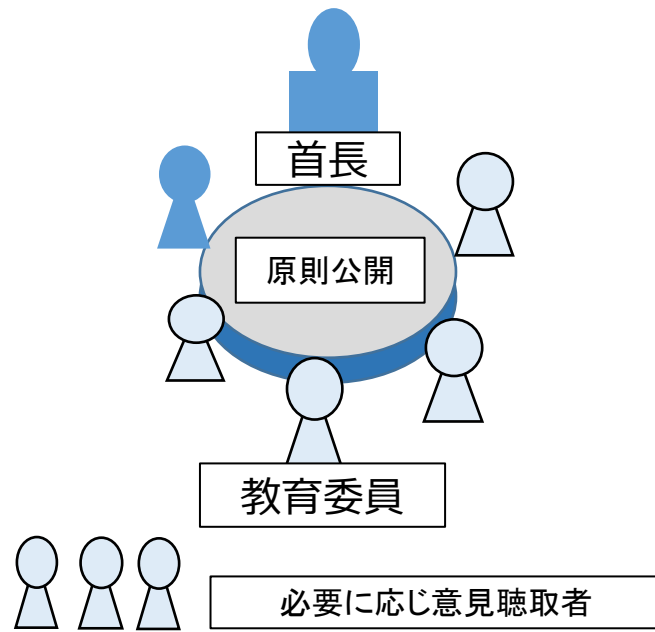
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正



- 首長が直接「教育長」を任命することにより任命責任が明確化。
- 「首長」と「委員会」が一致して問題の解決に当たることができる。
- 第一義的な責任者が「教育長」であることが明確。

H27(2015)年度からの新しい教育委員会制度②

総合教育会議の設置



- 構成は
「地方公共団体の長」(首長)
「教育委員会」
- 招集は
「地方公共団体の長」(首長)

○地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する
総合的な施策の**大綱の策定**

○**重点的に講ずべき施策**

○児童等の生命などに被害が生じる等の**緊急の場合に講ずべき施策**

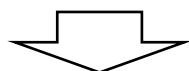
教育再生実行会議第三次提言

教育再生実行会議 第三次提言①

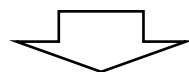
これからの大学教育等の在り方についてH25(2013)/5/28

【グローバル化に対応した環境づくり】

- 「英語教育改革実施計画」 (文部科学省 H25(2013) /12/13)
- 「今後の英語教育の改善・充実方策について 報告」
(有識者会議 H26(2014)/9/26)
- 「生徒の英語力向上推進プラン」 (文部科学省)
(H27(2015)/6/5)



- ・ 都道府県ごとの目標設定・計画策定の要請及び公表
- ・ 中学校における英語 4 技能を測定する「全国的な学力調査」
- 「全国学力・学習状況調査における中学校の英語の実施に関する最終報告」 (全国的な学力調査に関する専門家会議 H29/3/29)



- ・ H30(2018)予備調査 H31(2019)実施 (3年に一度程度)

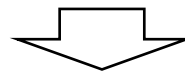
教育再生実行会議 第三次提言②

これからの大学教育等の在り方について H25(2013)/5/28

【グローバル化に対応した環境づくり】

- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」
(中央教育審議会 H28(2016)/12/21)

- 「小学校、中学校学習指導要領の全部を改正する告示」
(H29(2017)/3/31)



- ・ **小学校中学年への「外国語活動」の導入**
- ・ **小学校高学年への 教科「外国語」の導入**

小学校外国語活動、外国語に係る移行措置

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
					小学校全面実施	
					中学校全面実施	
					※年次進行で実施	高等学校
平成17年度生まれ～	小6(35)	中1	中2	中3	高1	高2
平成18年度生まれ～	小5(35)	小6(+15 → 50)	中1	中2	中3	高1
平成19年度生まれ～	小4	小5(+15 → 50)	小6(+15 → 50)	中1	中2	中3
平成20年度生まれ～	小3	小4(+15)	小5(+15 → 50)	小6(70)	中1	中2
平成21年度生まれ～	小2	小3(+15)	小4(+15)	小5(70)	小6(70)	中1
平成22年度生まれ～	小1	小2	小3(+15)	小4(35)	小5(70)	小6(70)
平成23年度生まれ～	年長	小1	小2	小3(35)	小4(35)	小5(70)

…外国語活動移行措置
 …外国語科移行措置
 …中学校移行措置

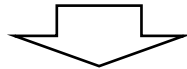
※中学校の時刻は現行と同様、年間140単位時間程度。
 ※生まれ年度はイメージとして示している。

教育再生実行会議第四次提言

教育再生実行会議 第四次提言

高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の
在り方について H25(2013)/10/31

【高校教育の質の向上、大学入学者選抜の改善】

- 「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）」（中央教育審議会 H26(2014)/12/22）
- 「高大接続改革実行プラン」（H27(2015)/1/16）
- 「高大接続システム改革会議（最終報告）」（H28(2016)/3/31）

- ・ 「高校生のための学びの基礎診断」（H31年度～）
- ・ 「大学入学共通テスト」（H32年度～）

知識基盤社会

新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会。

- 1) 知識には国境がなく、グローバル化が一層進む
- 2) 知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる
- 3) 知識の進展は旧来のパラダイムの転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要になる
- 4) 性別や年齢を問わず参画することが促進される

Society 5.0



予測される今後の社会状況

社会的変化が、人間の予測を超えて進展／複雑で予測困難

VUCAの時代

Volatility, Uncertainty, Complexity, Ambiguity

変動性、不確実性、複雑性、曖昧性

価値の源泉が、社会資源の大量集約・集積、人工物の大量生産・流通
・消費・廃棄から難問解決や人間関係や学術や芸術にシフトする。

ディレンマ（矛盾）、コンフリクト（葛藤）、トレード・オフの
増加と難問化

産業革命・独立革命以来の250年ぶりに人類史が変わる時代
思いもよらないリスクと思いもかけないチャンス

予測される今後の社会状況

2020年の小学生（2014年生以降）、中学生（2008年生以降）、高校生（2005年以降）の多くは、2100年頃まで生きる可能性大

2040年半ばにシンギュラリティが来る。（レイ・カーツワイルら）

今の子どもたちは、ポスト・シンギュラリティを60年近く生きることになる。

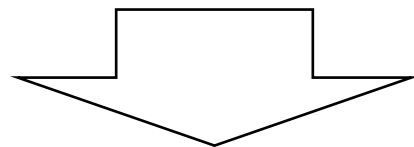
250年ぶりに、新たな地球史・人類史を創造する人材を育成する必要

育成すべき人材と資質能力

「想定外」や「板挟み」と向き合い乗り越えられる人材

AIを使いこなす人材
AIで解けない問題・課題・難題と向き合える人材

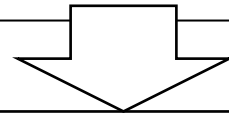
創造的・協働的活動を創発し、やり遂げる人材



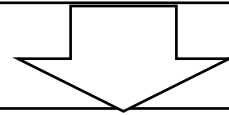
汎用的能力
コンピテンシー

コンピテンシー

グローバル化と近代化により、多様化し、相互につながった世界において必要な能力で、単なる知識や技能だけではなく、技能や態度を含む様々な心理的・社会的なリソースを活用して、特定の文脈の中で複雑な課題に対応することができる力（OECD）



単なる「知識・技能」だけではなく「汎用的な能力」の重視



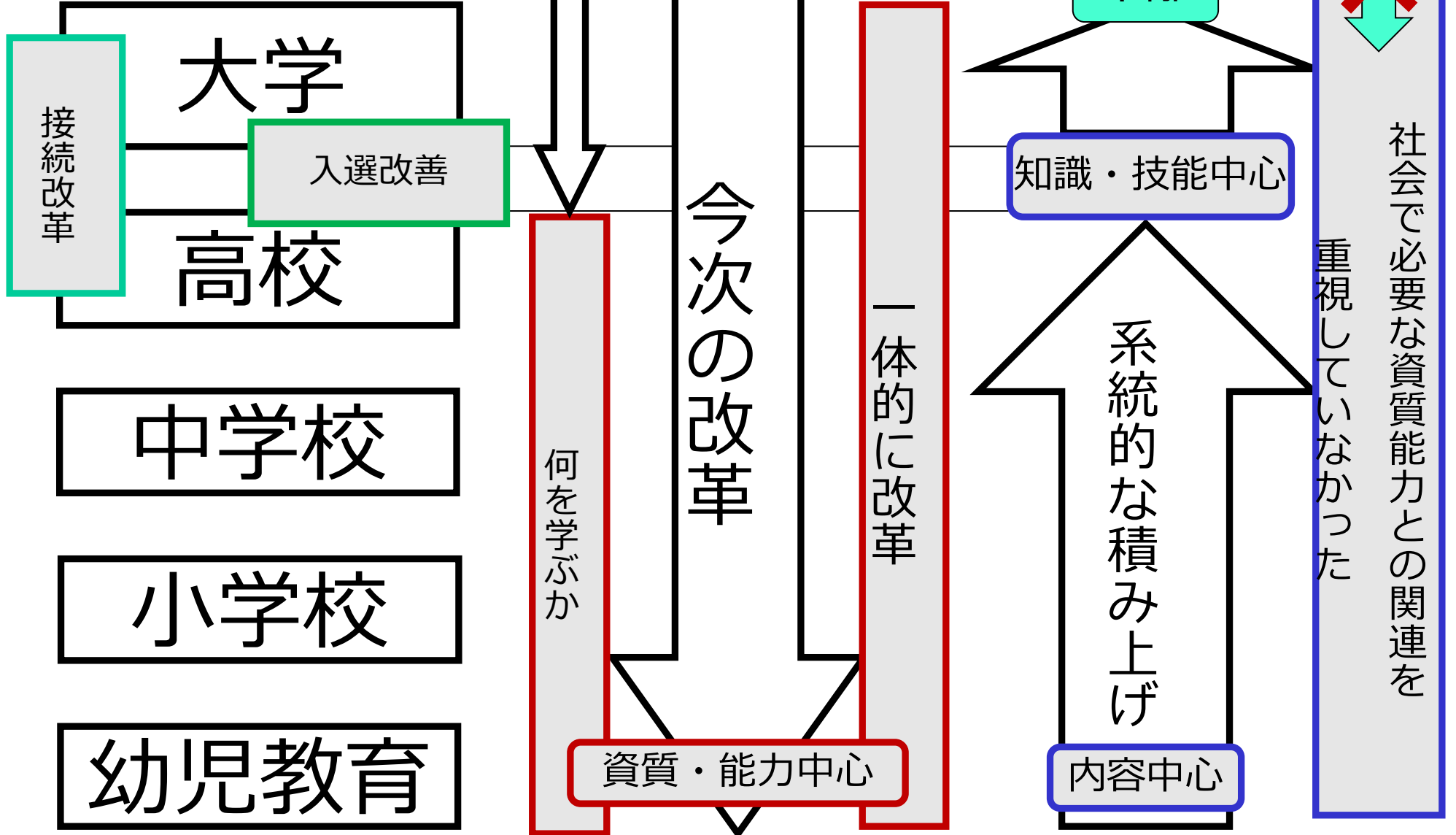
コンピテンシーを教育目標として追求する
国際的な状況

社会

何ができるようになるか

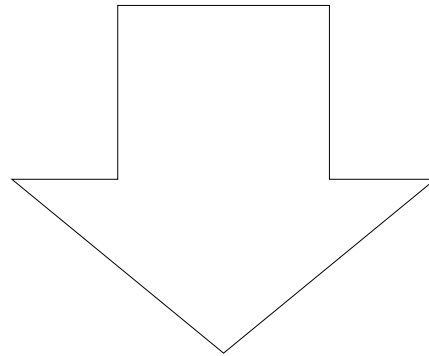
=

社会で必要とされる資質能力



コンテンツ・ベ이스ト（内容重視）

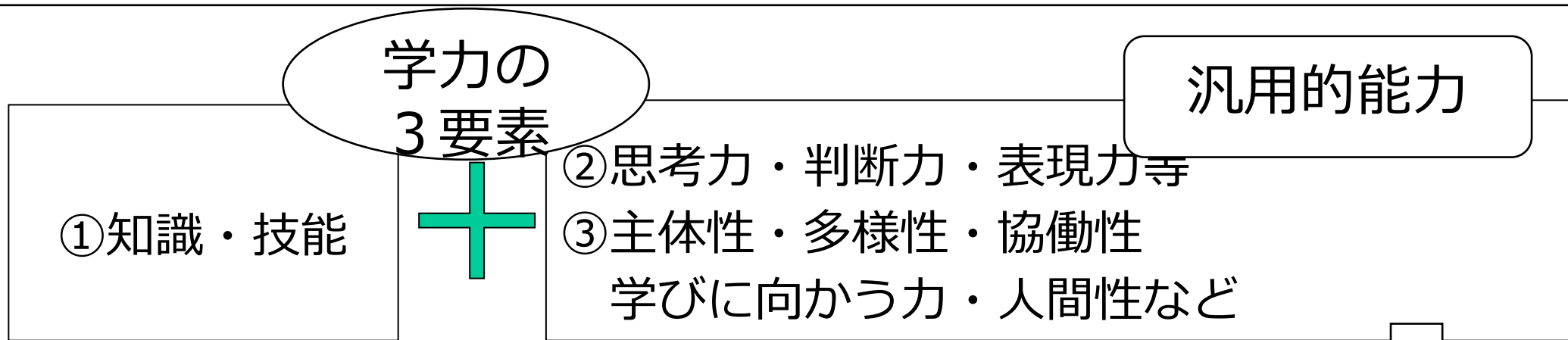
（何を教えるか）
内容が決まり、それに合わせて能力を育てる



コンピテンシー・ベ이스ト（能力重視）

（どのような力を身に付けさせるか）
能力を育てるために内容を選択・配置する

日本「生きる力」1998 (H10) 「学力の三要素」学校教育法



○学習指導要領の改訂2017 (H29)

- ① 「何を理解しているか、何ができるか」
・生きて働く「知識・技能」の習得
- ② 「理解していること・できることをどう使うか」
・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成
- ③ 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」
・学びを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

① 何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における**「カリキュラム・マネジメント」**の実現

② 何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造
的に示す

学習内容の削減は行わない*

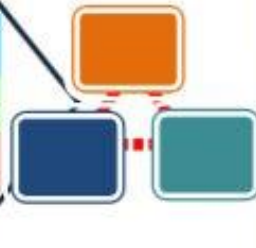
③ どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得
など、新しい時代に求められる
資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高
い理解を図るための学習過程
の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



H29/30改正の新学習指導要領の構成

○すべての教科・科目等の目標において

- ①知識・技能
- ②思考力・判断力・表現力等
- ③学びに向かう力・人間性等

を柱として、**育成すべき資質や能力を明記**した。

○「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」において

主体的・対話的で深い学びの実現を図るよう記述した。

高大接続改革の経過①

○教育再生実行会議 第四次提言 H25(2013)/10/31

○「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、
大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）
中央教育審議会 H26(2014)/12/22

○高大接続改革実行プラン 文部科学省 H27(2015)/1/16

○高大接続システム改革会議設置 文部科学省 H27(2015)/2

○高大接続システム改革会議「中間まとめ」 H27(2015)/9/15

○高大接続システム改革会議「最終報告」 H28(2016)/3/31

高大接続改革の経過②

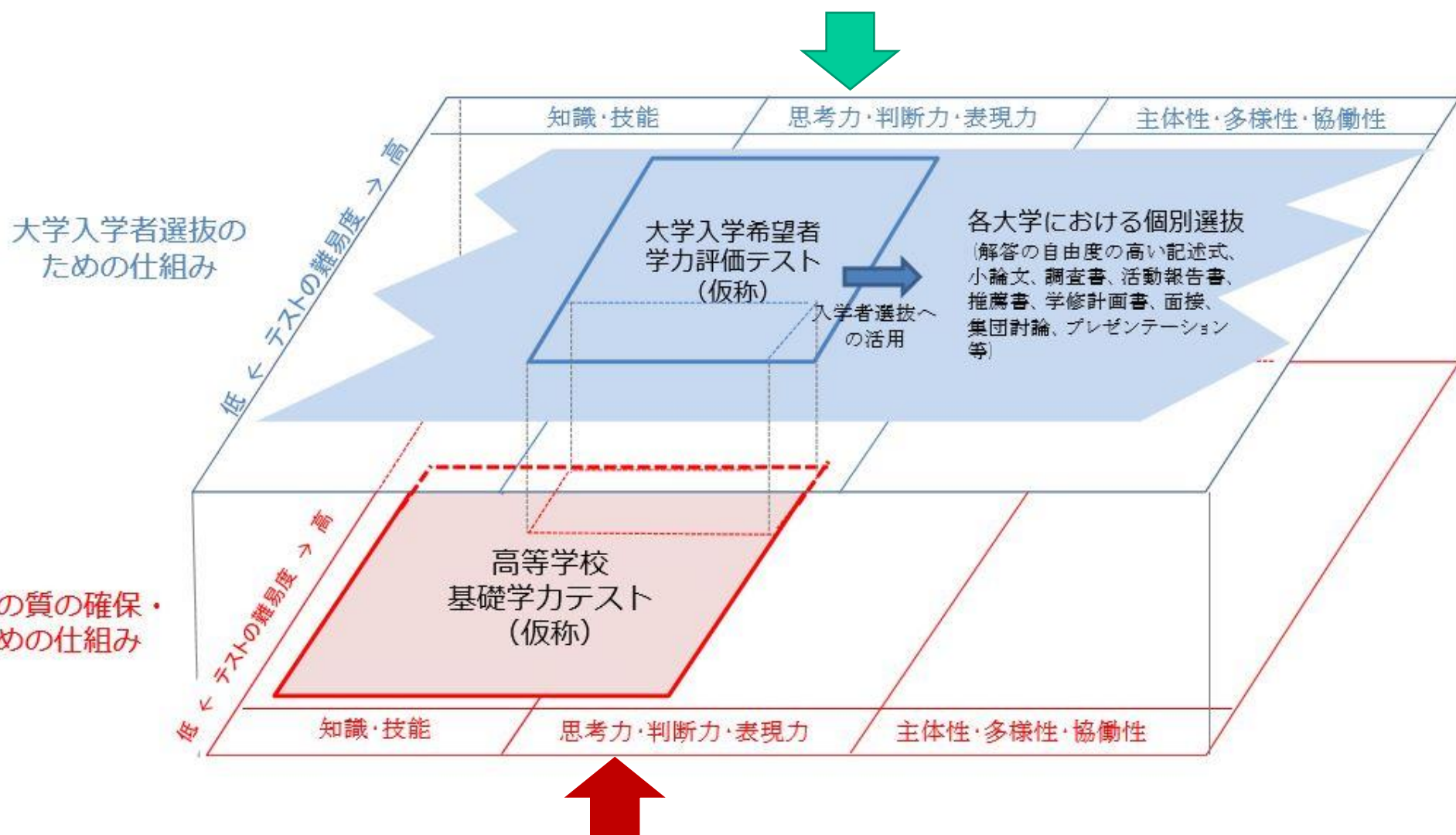
○国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン 国立大学協会
H27(2015)/9/14

○大学入学共通テスト実施方針 文部科学省 H29(2017)/7/13

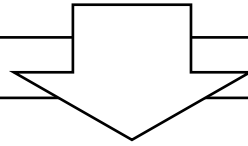
○平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告
文部科学省 H29(2017)/7/13

○平成32年度以降の国立大学の入学者選抜制度
－国立大学協会の基本方針－ 国立大学協会 H29(2017)/11/10

「高等学校基礎学力テスト(仮称)」と「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の難易度と活用方策イメージ

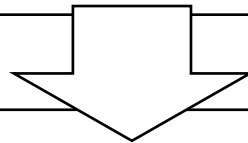


「大学入学希望者学力評価テスト」



「大学入学共通テスト」

「高等学校基礎学力テスト」



「高校生のための学びの基礎診断」

「大学入学共通テスト」

「大学入学共通テスト」実施方針 H29(2017)/7

①知識・技能、思考力・判断力・表現力等の評価

→実現

②国語及び数学における記述式問題の出題

→見直し

③英語の民間の資格・検定試験の活用

→見直し

④C B Tの導入に向けた調査・検証

⑤複数回実施の平成36年度以降の実現可能性の検討

「CBT」 「IRT」

○ C B T (Computer-Based Testing)

コンピュータ上で実施する試験

○ I R T (Item Response Theory)

「項目反応理論」の略称。この理論を用いることによって複数回受検する場合に回ごとの試験問題の難易度の差による不公平を排除することが可能となる。なお、その導入のためには、事前に難易度推定のために全ての問題について予備調査することや多量に問題をストックすることが必要。（例 TOEFL、医療系大学間共用試験等）

大学入学共通テスト「記述式問題」の導入見送り

2019/12/17 文部科学省

①採点体制

現時点では実際の採点体制を明示できない。

②採点の精度

採点ミスゼロにすることまでは期待できない。

③自己採点

採点結果との不一致を格段に改善することまでは難しい。

共通テストや各大学の個別選抜における記述式問題の在り方など、大学入試における記述式の充実策については、文部科学大臣の下に設置する検討会議の場で検討する。

「大学入試英語成績提供システム」の運用見送り

2019/11/1 文部科学省

- 成績提供システムは経済的な状況や居住している地域にかかわらず、等しく安心して受けられるようになっていない。これ以上、決断の時期を遅らせることは混乱を一層大きくしかねないため、来年度（2020年度）からの導入を見送る。
- 大学入試における新たな英語試験については、新学習指導要領が適用される令和6年度に実施する試験から導入することとし、今後一年を目途に検討し、結論を出す。

「大学入試のあり方に関する検討会議」

令和元(2019)年12月27日 文部科学省

「大学入試英語成績提供システム」及び大学入学共通テストにおける国語・数学の記述式に係る今般の一連の経過を踏まえ、大学入試における**英語4技能の評価**や**記述式出題**を含めた大学入試のあり方について検討を行うため、「大学入試のあり方に関する検討会議」を設置

※令和3（2021）年7月8日 提言

実施は困難

「大学入学者選抜における 多面的な評価の在り方に関する協力者会議」

令和2(2020)年2月21日 設置 文部科学省

○大学入学者選抜における多面的・総合的な評価について

- (1) 大学入学者選抜における多面的・総合的な評価の在り方について
- (2) 志願者の「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」を評価することについて
- (3) 志願者が経済的な条件等に左右されず多面的・総合的な評価の機会を得ることができるような評価の方法等について

○調査書及びその電子化の在り方について

- (1) 新学習指導要領下での調査書の在り方について
- (2) 調査書における観点別学習状況の評価の取扱いについて
- (3) 調査書の様式の見直しの方向について
- (4) 調査書の電子化の在り方について

「大学入学共通テスト」 5

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
高等学校 学習指導 要領	答申	告示	周知 徹底	教科書作成・検定 採択・供給			新学習指導要領 (学年進行で実施)		
大学入学 共通テスト(仮 称)		実施方針策定・公表 プレテスト実施	プレテスト実施	実施大綱策定・公表 確認プレテスト実施	実施	新学習指導要領に対応し た実施大綱予告		新学習指導要領に対応し た実施方針策定・公表	実施

令和6（2024）年度実施の大学入試に向けたスケジュール

第1回検討会議
資料6



大学入試のあり方に関する検討会議



夏頃
「大学入学共通テスト実施大綱に係る予定」の通知※2
「大学入学者選抜実施要項に係る予定」の通知※1

新学習指導要領施行後
最初の高校生が入学

高校1年生

高校2年生

高校3年生

9月～3月:
新学習指導要領に対応した
最初の大学入試※3

大学入学

約1年

約2年

2年前予告を可能にするためには、国は、遅くとも更に1年前には、制度改革について、各大学に予告する必要

2年前予告ルール
大学は、個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目を変更する場合は、2年程度前には予告する必要（大学入学者選抜実施要項）

※1 実際の大学入学者選抜実施要項は、入試実施年度の6月頃に文部科学省より通知
 ※2 実際の大学入学共通テスト実施大綱は、入試実施の前年度の6月頃に文部科学省より通知
 ※3 総合型選抜(AO入試):9月以降出願 大学入学共通テスト:1月 一般入試:2・3月

国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン

国立大学協会 H27(2015)/9/14

- 優れた資質・能力を有する多様な入学者の確保と受入環境の整備
 - ・確かな学力とともに多様な資質を持った高等学校・高等専門学校卒業生を受け入れる。
- 具体的な取組例（入試改革）
 - 推薦入試、AO入試、国際バカロレア入試等の拡大
(入学定員の30%を目標) 個別入試における面接、調査書の活用等
(準備から実施へ)

平成32年度以降の国立大学の入学者選抜制度 －国立大学協会の基本方針－ H29(2017)/11/10

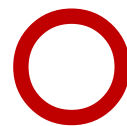
- 全ての受験生に個別試験で論理的思考力・判断力・表現力を評価する高度な記述式試験を課すこととする。

※高度な記述式試験

例えば、複数の素材を編集・操作し、自らの考えを立論し、さらにその過程を表現する能力を評価できる問題

平成33(2021)年度大学入学者選抜 実施要項の見直しに係る予告

1. 趣旨



- 最終報告を踏まえ、各大学の入学者選抜において、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針に基づき、**「学力の3要素」**（**「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」**）を多面的・総合的に評価するものへと改善する。
- 入試区分については、多面的・総合的な評価の観点からの改善を図りつつ、各々の入学者選抜としての特性をより明確にする観点から、次のように変更する。
 - ・ 「一般入試」 <変更前> ⇒ 「一般選抜」 <変更後>
 - ・ 「AO入試」 <変更前> ⇒ 「総合型選抜」 <変更後>
 - ・ 「推薦入試」 <変更前> ⇒ 「学校推薦型選抜」 <変更後>

平成33(2021)年度大学入学者選抜 実施要項の見直しに係る予告

<AO入試の課題の改善>



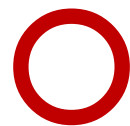
- ① 大学教育を受けるために必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」も適切に評価するため、実施要項上の「知識・技能の修得状況に過度に重点をおいた選抜とせず」との記載を削除し、調査書等の出願書類だけでなく、**各大学が実施する評価方法等（※）又は「大学入学共通テスト」のうち、少なくともいずれか一つの活用を必須化する。**

※例えば、自らの考えに基づき論を立てて記述させる評価方法（小論文等）、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績など

- ② 志願者自らの意思による公募制という性格にかんがみ、**本人の記載する資料（活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書等）を積極的に活用する。**

平成33(2021)年度大学入学者選抜 実施要項の見直しに係る予告

<推薦入試の課題の改善>



- ① 大学教育を受けるために必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を適切に評価するため、実施要項上の「原則として学力検査を免除し」との記載を削除し、調査書・推薦書等の出願書類だけでなく、各大学が実施する評価方法等（※）又は「大学入学共通テスト」のうち、少なくともいずれか一つの活用を必須化する。

※例えば、自らの考えに基づき論を立てて記述させる評価方法（小論文等）、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績など

- ② 学校長からの推薦書の中で、本人の学習歴や活動歴を踏まえた「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に関する評価を記載すること、及び大学が選抜に当たりこれらを活用することを必須化する。

平成33(2021)年度大学入学者選抜 実施要項の見直しに係る予告

<一般入試の課題の改善>



- ① 筆記試験に加え、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」をより積極的に評価するため、**調査書や志願者本人が記載する資料等（※）の積極的な活用を促す。**

各大学の入学者受入れの方針に基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、各大学の募集要項等に明記することとする。

※その他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談など。

平成33(2021)年度大学入学者選抜 実施要項の見直しに係る予告

<一般入試の課題の改善>



- ② 各大学において、大学教育を受けるために必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を的確に評価するため、「大学入学共通テスト」の積極的な活用を図るとともに、個別大学における入学者選抜においても教科・科目に係るテストの出題科目の見直し・充実などに取り組む。

特に、高等学校学習指導要領における言語活動（例：説明、論述、討論等）を踏まえ、論理的な思考力・判断力・表現力等を適切に評価するため、例えば、国語を中心として、複数の素材を編集するなどして、自らの考えを立論し、さらにそれを表現するプロセスを評価できる記述式問題の導入・充実に向けて取り組む。

その際、記述式問題において評価すべき能力や出題の意図等を明示するよう努める。

平成33(2021)年度大学入学者選抜 実施要項の見直しに係る予告

<一般入試の課題の改善>

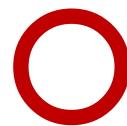


- ③ 各大学は、受検生に英語の試験を課す場合、4技能を総合的に評価するよう努める。

※上記①～③は、総合型選抜・学校推薦型選抜においても推奨する。

平成33(2021)年度大学入学者選抜 実施要項の見直しに係る予告

(1) 調査書の見直し



【指導上参考となる諸事項】

○生徒の特長や個性、多様な学習や活動の履歴についてより適切に評価することができるよう、現行の調査書の「指導上参考となる諸事項」の欄を拡充し、以下の①～⑥の項目ごとに記載する欄を分割して、より多様で具体的な内容が記載されるようにする。

- ①各教科・科目及び**総合的な学習の時間の学習における特徴**等
- ②行動の特徴、特技等
- ③部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等
- ④取得資格・検定等
- ⑤表彰・顕彰等の記録
- ⑥その他

平成33(2021)年度大学入学者選抜実施要項 の見直しに係る予告

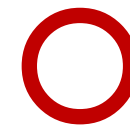


(2) 推薦書の見直し

- 推薦書を求める場合、単に本人の長所だけを記載させるのではなく、
・ 入学志願者の学習や活動の成果を踏まえた「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に関する評価についての記載を必ず求めることとする。

平成33(2021)年度大学入学者選抜 実施要項の見直しに係る予告

(3) 志願者本人の記載する資料等



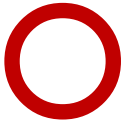
①活動報告書

活動報告書を活用する際には、高等学校までの学習や活動の履歴が把握できるようにするため、例えば、以下のような内容の記載を求めるとともに、様式のイメージを例示する。

- ・ 「総合的な学習の時間」等において取り組んだ課題研究等
- ・ 学校の内外で意欲的に取り組んだ活動（生徒会活動、部活動、ボランティア活動、専門高校の校長会や民間事業者等が実施する資格・検定等、その他生徒が自ら関わってきた諸活動、各種大会・コンクール等、留学・海外経験等、特色ある教育課程を実施する学校における学習活動等）

平成33(2021)年度大学入学者選抜 実施要項の見直しに係る予告

- ③ 活動報告書、大学入学希望理由書や学修計画書等、大学入学希望者本人が記載する資料の積極的な活用に努める。特に総合型選抜や学校推薦型選抜において、これらの資料に関するプレゼンテーションなどにより積極的に活用する。



平成33(2021)年度大学入学者選抜 実施要項の見直しに係る予告



(4) 調査書等の電子化について

- 「大学入学者選抜改革推進委託事業」において、高校段階でのeポートフォリオとインターネットによる出願システムを連動させたシステムのモデルや、主体性等を評価するためのモデルの開発等を行っており、その取組状況も踏まえながら、調査書等の電子化の在り方について検討する。

JAPAN e-Portfolio

高大接続ポータルサイト「JAPAN e-Portfolio」とは、**文部科学省**
大学入学者選抜改革推進委託事業（主体性等分野）で構築・運営する、
高校eポートフォリオ、大学出願ポータルサイトです。高等学校では、
生徒の学校内外の活動をeポートフォリオとして記録し、生徒の振り返り
を高校教員が確認できます。

「JAPAN e-Portfolio」のデータは、「JAPAN e-Portfolio」の利用
を表明した大学において、**平成30年度（平成31年度入試）より、入学**
者選抜における評価、参考データ、統計データ等の目的で利用されま
す。なお、各大学の利用方法は、募集要項等に明記されます。

e-Portfolio でできること

○高校生

- ・ 自分の活動成果や学びを記録
- ・ 自分の活動成果や学びを振り返る
- ・ 蓄積した「学びのデータ」を利用し、出願

○先生

- ・ 生徒の皆様の活動成果や学びの状況を確認
- ・ 生徒の皆様の「主体的な学び」をサポート

大学入試の新システム
運営許可取り消す方向で調整 文科省

2020年7月（各報道）

H29(2017)改訂中学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間 編

総合的な学習の時間については、探究的な学習として質的な改善が図られてきているものの、**未だに特定の教科等の知識や技能の習得を図る学習活動が行われていたり、体育祭の準備などと混同された学習活動が行われていたりする**などの事例が見られるとの指摘もある。これらについては、総合的な学習の時間としてふさわしくないものであることは言うまでもない。

総合的な学習の時間（学習活動例） 学習指導要領

○趣旨（H11(1999)改訂 高等学校）

総合的な学習の時間においては、各学校は、地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習 **や** 生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。

○学習活動の例示（H11(1999)改訂 高等学校）

ア 国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動

イ 生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動

ウ 自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動

総合的な学習の時間（趣旨・目標） 学習指導要領

○目標（H21(2009)改訂 高等学校）

横断的・総合的な学習 や 探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

○目標（H29(2009)改訂 中学校）

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

H29(2017)改訂中学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間 編

目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、

国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、

地域や学校の特色に応じた課題、
生徒の興味・関心に基づく課題、
職業や自己の将来に関する課題など、

横断的・総合的な学習としての性格をもち、探究的な見方・考え方を働かせて学習することがふさわしく、 それらの解決を通して育成される資質・能力が、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくことに結び付いていくような、教育的に価値のある諸課題であることが求められる。

現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

- ・健康・安全・食に関する力
- ・主権者として求められる力
- ・新たな価値を生み出す豊かな創造性
- ・グローバル化の中で多様性を尊重するとともに、現在まで受け継がれてきた我が国固有の領土や歴史について理解し、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力
- ・地域や社会における産業の役割を理解し地域創生等に生かす力
- ・自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力
- ・豊かなスポーツライフを実現する力



**教科等横断的
テーマ**

カリキュラム・マネジメントの三側面

- ①各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた**教科等横断的な視点**で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
- ②教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
- ③教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

持続可能な開発のための教育（E S D）

持続可能な開発のための教育（E S D）は、次期学習指導要領改訂の全体において基盤となる理念であると言えるが、そこで求められている資質・能力（国立教育政策研究所の整理によれば、「多様性」「相互性」「有限性」「公平性」「連携性」「責任性」といった概念の理解、「批判的に考える力」「未来像を予測して計画を立てる力」「多面的・総合的に考える力」などの力）は、総合的な学習の時間で探究的に学習する中で、より確かな力としていくことになると考えられる。

持続可能な開発のための教育（E S D）

持続可能な社会の担い手として必要とされる資質・能力を育成するには、どのようなテーマを学習課題とするかではなく、必要とされる資質・能力を育むことを意識した学習を展開することが重要である。各学校がE S Dの視点からの教科横断的な学習を一層充実していくに当たり、総合的な学習の時間が中心的な役割を果たしていくことが期待される。

持続可能な開発のための教育（E S D）

E S Dが育みたい力

- 持続可能な開発に関する価値観（人間の尊重、多様性の尊重、非排他性、機会均等、環境の尊重等）
- 体系的な思考力（問題や現象の背景の理解、多面的かつ総合的なものの見方）
- 代替案の思考力（批判力）
- データや情報の分析能力
- コミュニケーション能力
- リーダーシップの向上

持続可能な開発のための教育（ESD）



キャリア教育

○キャリア教育で育成をめざす「基礎的・汎用的能力」

- ・「人間関係形成・社会形成能力」
- ・「自己理解・自己管理能力」
- ・「課題対応能力」
- ・「キャリアプランニング能力」

キャリア教育

i) 知識・技能

- ・ 学ぶこと・働くことの意義の理解
- ・ 問題を発見・解決したり、多様な人々と考えを伝え合って合意形成を図ったり、自己の考えを深めて表現したりするための方法に関する理解と、そのために必要な技能
- ・ 自分自身の個性や適性等に関する理解と、自らの思考や感情を律するために必要な技能

ii) 思考力・判断力・表現力等

- ・ 問題を発見・解決したり、多様な人々と考えを伝え合って合意形成を図ったり、自己の考えを深めて表現したりすることができる力
- ・ 自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」をもとに、自分と社会との関係を考え、主体的にキャリアを形成していくことができる力

キャリア教育

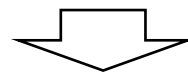
iii) 学びに向かう力・人間性等

- ・ キャリア形成の方向性と関連づけながら今後の成長のために学びに向かう力
- ・ 問題を発見し、それを解決しようとする態度
- ・ 自らの役割を果たしつつ、多様な人々と協働しながら、よりよい人生や社会を構築していこうとする態度

教育再生実行会議第五次提言

【小中一貫教育の制度化】

- **「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」**
(中央教育審議会 H26/12/22)
- **「学校教育法等の一部を改正する法律」**
(H27/6/24公布、 H28/4/1 施行)



- ・ **「義務教育学校」、「併設型小・中学校」の制度化**
- ・ **高等学校専攻科修了者の大学への編入制度の実現**

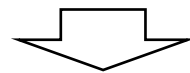
教育再生実行会議第六次提言

教育再生実行会議 第六次提言①

「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について H27(2015)/3/4

【障害のある児童生徒に対する支援等】

- 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」（中央教育審議会 H27(2015)/12/21）
- 「**教育職員免許法の一部改正**」 H28(2016)/11
「**教育職員免許法施行規則の一部改正**」 H29(2017)/11



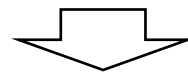
- ・ **教員養成課程における特別支援教育に関する科目の必修化**
- ・ **教員研修の改善（英語、道徳、ICT、特別支援教育、AL）**
- ・ **免許状保有率の向上への施策推進**

教育再生実行会議 第六次提言②

「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生
を実現する教育の在り方について H27(2015)/3/4

【障害のある児童生徒に対する支援等】

- 「高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」（最終報告 H28(2016)/3/30）
- 「学校教育法等の一部を改正する法律」
H28(2016)/12/9



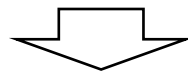
- **高等学校における通級による指導の制度化** H30(2018)/4/1

教育再生実行会議 第六次提言③

「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について H27(2015)/3/4

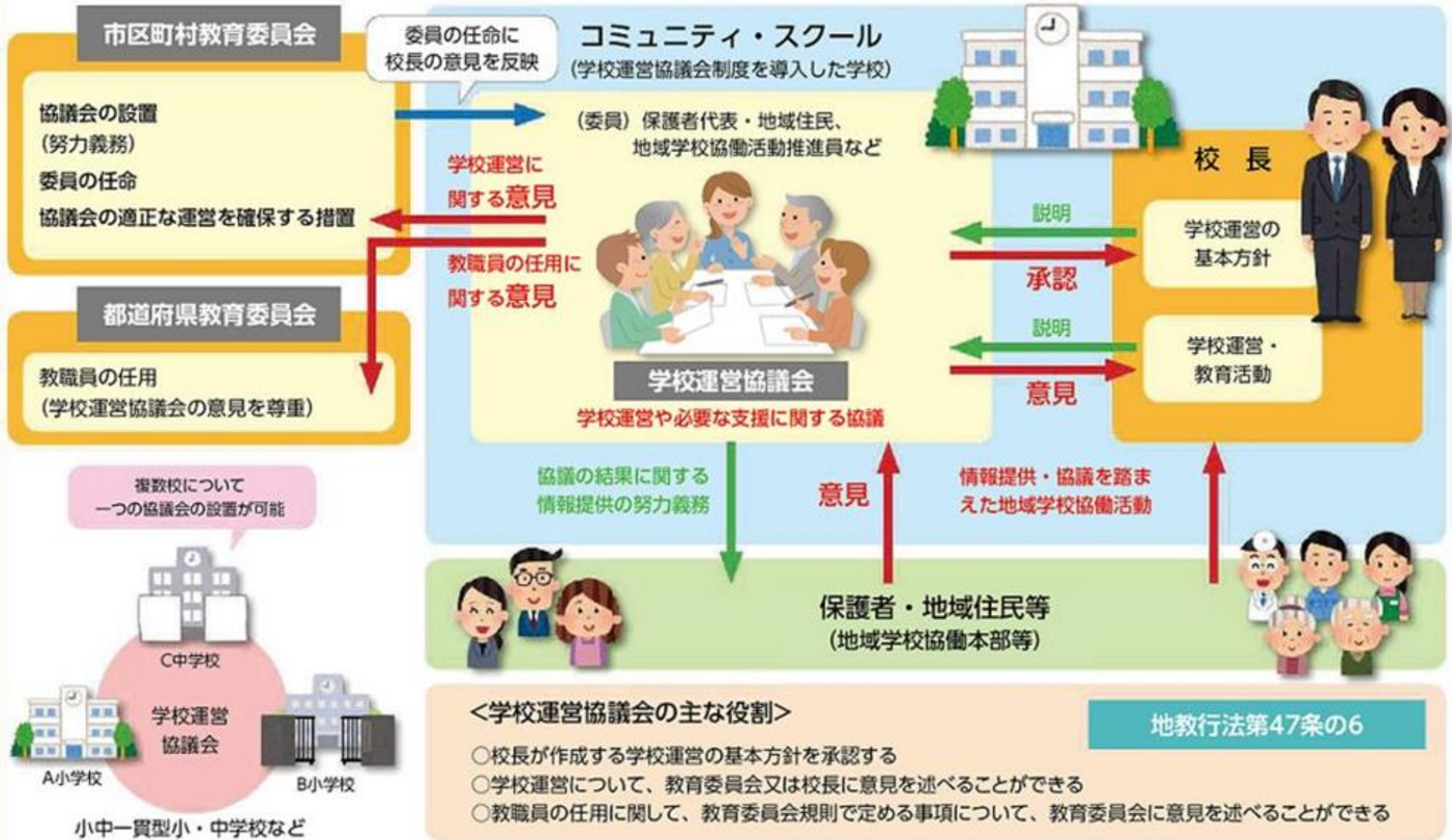
【学校運営の改善】

- 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」
(中央教育審議会 H27(2015)/12/21)
- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」 H29(2017)/3/31



- **コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**
 - ・ **設置を教育委員会の努力義務化**
 - ・ **「学校運営への支援」を協議事項に追加**
 - ・ **「地域学校協働活動推進員」を委員に追加**
- **ICTの活用等による小規模校のデメリットの最小化**

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況【学校数】

学校運営協議会を設置している学校数

46都道府県内 **5,432校**（平成30年4月1日現在）

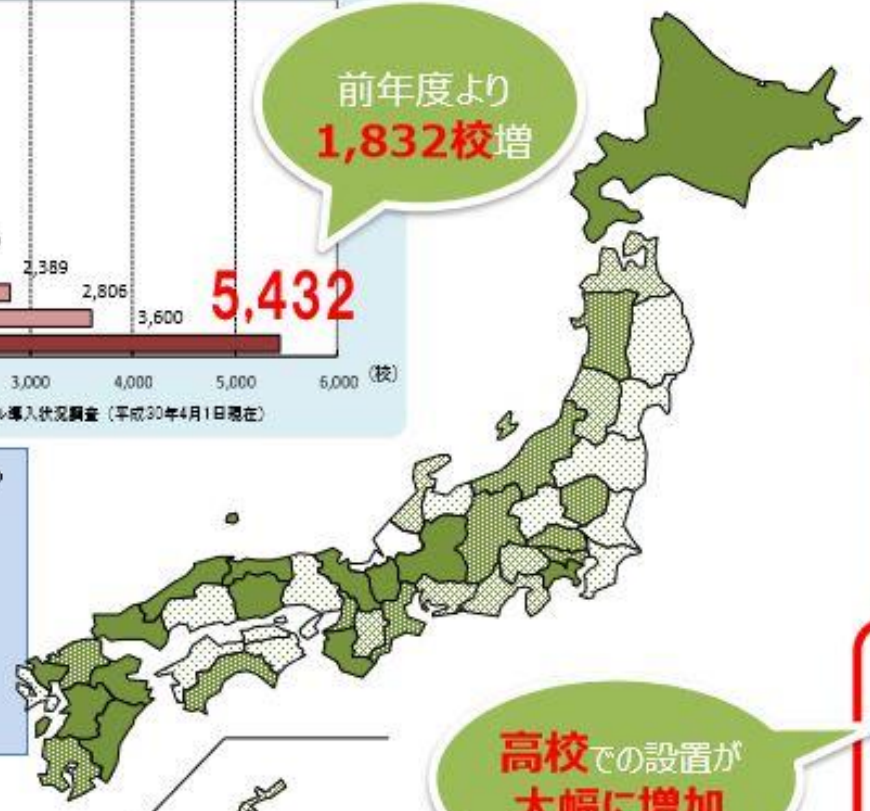
（幼稚園147、小学校3,265、中学校1,492、義務教育学校39、中等教育学校1、高等学校382、特別支援学校106）

全国の学校のうち、**14.7%**がコミュニティ・スクールを導入



前年度より
1,832校増

5,432



高校での設置が
大幅に増加

◆校種別の設置状況（3年経過）

※倍率はH28とH30の比較

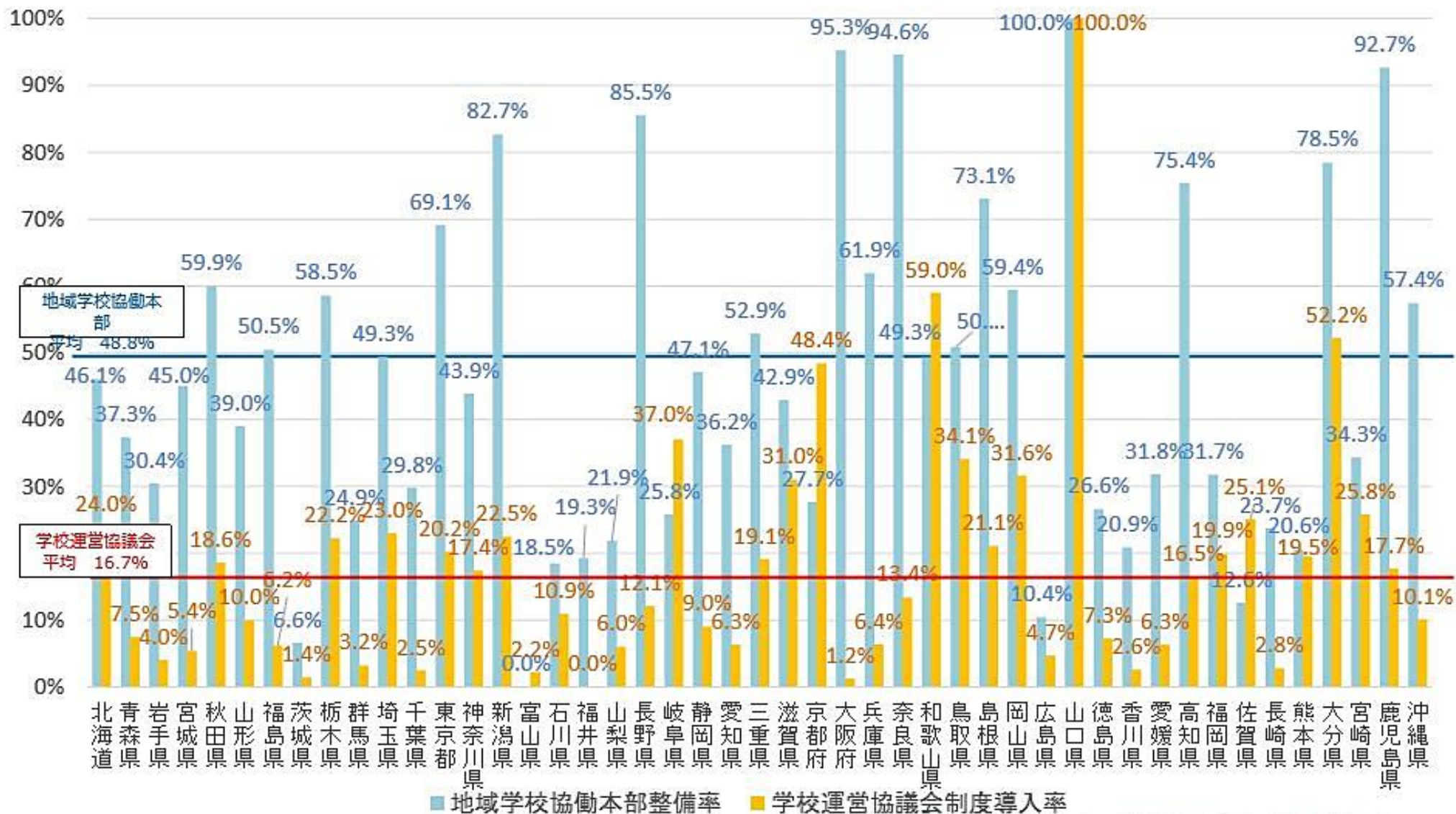


※母数は平成30年4月1日調査で、各教育委員会から報告があった学校数。

※沖縄県は地図を拡大しています。

地域学校協働本部整備率と学校運営協議会制度の導入率（都道府県別）

地域学校協働本部が整備されている公立小・中・義務教育学校数：14,001校（小学校：9,743校、中学校：4,222校、義務教育学校：36校）
 学校運営協議会制度を導入している公立小・中・義務教育学校数：4,796校（小学校：3,265校、中学校：1,492校、義務教育学校：39校）
 （全国の地域学校協働本部数：8,505本部）



文部科学省・国立教育政策研究所社会教育実践研究センター調査
 （平成30年5月時点）による。国庫補助対象外の取組を含む。

文部科学省コミュニティ・スクール導入状況調査（平成30年4月時点）による。

高等学校における遠隔教育の実現

少子化、過疎化、ICT技術の発展

IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革の集中アクションプラン
(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)

H25(2013)/12/20

中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ
H26(2014)/6

ICTを活用した教育の推進に関する懇談会 報告書 (中間まとめ)
H26(2014)/8/29

高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議報告
H26(2014)/12/8

学校教育法施行規則の一部改正

H27(2015)/8/29

学校教育法施行規則の一部改正 H27(2015)/8/29

第八十八条の三

高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第九十六条

2 前項前段の規定により全課程の修了の要件として修得すべき七十四単位のうち、第八十八条の三に規定する授業の方法により修得する単位数は三十六単位を超えないものとする。

文部科学省 研究開発学校（北海道）

○小規模校や離島の高校の教育水準の維持向上を図るため、全日制及び定時制課程高校におけるメディアを利用して行う遠隔授業の対面により行う授業時数を緩和した単位認定の在り方並びに指導方法についての研究開発

○H25～H29

【指定校】 礼文、阿寒、南茅部、常呂、平取

【研究協力校】 有朋、岩内、倶知安、函館中部、稚内、紋別、釧路湖陵

○H29～

【指定校】 夕張、平取、南茅部、下川商業、豊富、礼文、常呂、阿寒、
寿都

【研究協力校】 有朋、札幌東、札幌西

遠隔授業の配信（北海道教育委員会） R3～

遠隔授業の概要

- 配信拠点 （仮称）北海道高等学校遠隔授業配信センター（北海道有朋高等学校内に設置）
- 配信対象 地域連携特例校や離島にある道立高校（裏面参照）のうち、配信を希望する学校
- 配信方法 指導力の高い専任教員が、遠隔授業をライブ配信（複数校へ同時配信）
- 受信科目 各校が「配信科目一覧」から教科・科目を選択（前年度確定）

考え方	配信する主な教科・科目
進学を目指す生徒を支援する。	<u>主に習熟度別授業</u> ○ 国語、数学、外国語（英語）に関する科目 <u>主に選択授業</u> ○ 理科のうち物理、化学、地学に関する科目 ○ 地理歴史・公民のうち、世界史、日本史、地理、倫理、政治・経済に関する科目
生徒の多様な興味・関心に応える。	○ 芸術（書道、音楽、美術）

- 対面授業 法令の定めにより、年に数時間は対面授業を実施
- 成績評価 遠隔授業を配信する教員が評価（必要により、受信校の教員と連携）
- 活用方法 次のような活用方法が考えられます。

- ★ 習熟度別授業など少人数による学習指導の実施（生徒の達成状況に応じたきめ細かな支援）
- ★ 豊富な選択科目を配置（生徒の可能性を伸長）
- ★ 進学コースを開設（進路希望に応じた教育課程の充実）

受信校：27校（令和3年度）

地域連携特例校25校、離島の高校2校

管内	学校名
空知	夕張高校、月形高校
後志	寿都高校、蘭越高校
胆振	虻田高校、厚真高校、穂別高校
日高	平取高校
渡島	松前高校、福島商業高校、南茅部高校、長万部高校
檜山	上ノ国高校
上川	下川商業高校、美深高校
留萌	苫前商業高校
宗谷	豊富高校、礼文高校、利尻高校
オホーツク	津別高校、清里高校、佐呂間高校、常呂高校、興部高校、雄武高校
釧路	阿寒高校
根室	羅臼高校

新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて ～柴山・学びの革新プラン～

平成30年11月22日公表

- Society5.0の時代こそ、学校は、単に知識を伝達する場ではなく、人と人との関わり合いの中で、人間としての強みを伸ばしながら、人生や社会を見据えて学び合う場となることが求められている。その際、教師は、児童生徒との日常的な直接の触れ合いを通じて、児童生徒の特性や状況等を踏まえて学習課題を設定したり学習環境を整えたりするなど、学びの質を高める重要な役割を担っている。
- 学びの質を高め、すべての児童生徒にこれからの時代に求められる資質・能力を育成するためには、新学習指導要領の着実な実施やチームとしての学校運営の推進が不可欠。その中核を担う教師を支え、その質を高めるツールとして先端技術には大きな可能性。
- 今後の我が国の教育の発展には、学校現場における先端技術の効果的な活用を実現するための技術の進展と、学校現場における先端技術の活用の促進が必要不可欠。



教師



先端技術



Society5.0時代
の教育

読解力、対話力、科学的思考力、問題解決能力、
創造性、好奇心・探求心、リーダーシップの育成など

教師を支援するツールとして先端技術をフル活用することにより、すべての児童生徒に基盤的な学力や他者と協働しつつ自ら考え抜く力を育むとともに、新たな社会を牽引する人材を育成する質の高い教育を実現。

「遠隔教育の推進に向けた施策方針」(2018年9月)も踏まえ、

質の高い教育の実現のための先端技術の活用を推進

※教育再生実行会議に提案し、ご議論いただく予定

- ★新学習指導要領の着実な実施
★チームとしての学校運営
- により、子供たちが、自ら問題を見だし、その解決に向けて主体的・協働的に学ぶ環境を実現

1. 遠隔教育の推進による先進的な教育の実現

～2020年代の早期にすべての小中高校で活用できるように～

教師による質の高い教育を実現するため、

- 様々な状況に対応した教育の充実(小規模校、中山間地、離島、分校、複式学級、病院内の学級)
- 特別な配慮が必要な児童生徒の支援(病気療養、不登校、外国人、特定分野に特異な才能を持つ児童生徒等)
- 教育の質向上のための優れた外部人材の積極的活用(グローバル化に向けた外国語、情報教育等)

上記を推進するため、指導體制の充実を図りつつ、

- ・遠隔教育のグッドプラクティスの全国的普及
- ・民間企業・大学等の遠隔教育に関するノウハウ・技術の集約・活用を促進
- ・中学校の遠隔授業におけるニーズの高い分野での実証的取組の実施(新しいタイプの特例校創設)
～英会話、プログラミングで受信側の教室にいる教師を支援～
- ・免許制度の弾力的な活用による社会人等の積極的な登用 等

2. 先端技術の導入による教師の授業支援

- 教師支援のツールとしてビッグデータの活用などによる児童生徒の学習状況に応じた指導の充実
- 指導力の分析・共有、研修への活用などによる授業改善など教師の資質能力の向上

上記を推進するため、

- ・先端技術の効果的な活用に向けた実証的取組(スタディ・ログの活用等)
- ・学校・教育委員会と民間企業等が連携した先進事例の収集・情報提供 等

3. 先端技術の活用のための環境整備

- 「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」を踏まえた学校のICT環境の整備促進
- 関係省庁・民間企業・大学等と連携した先端技術導入のための環境の構築

上記を推進するため、

- ・先端技術を含むICTに関する専門的な知識・技能等を有する人材の活用
- ・全国学力・学習状況調査等のデータ利活用促進と情報セキュリティ確保の両立に向けた検討 等

遠隔教育の推進に向けた施策方針

遠隔教育の推進に向けたタスクフォース

文部科学省 H30(2018)/9/14

1. 遠隔教育の推進に当たっての基本的な考え方
2. 遠隔教育の現状と課題
3. 遠隔授業の推進に向けた類型化
4. 個々の児童生徒への対応
5. 遠隔教育の推進に向けて具体的に取り組むべき方策
6. 今後の遠隔教育の更なる推進に向けて

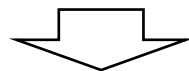
教育再生実行会議第七次提言

教育再生実行会議 第七次提言①

これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う
教育、教師の在り方について H27(2015)/5/14

【アクティブ・ラーニングの推進】

- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」
(中央教育審議会 H28(2016)/12/21)
- 「小学校、中学校学習指導要領の全部を改正する告示」
(H29(2017)/3/31)



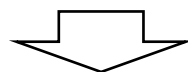
- ・ **知識の理解の質を高め資質・能力を育む**
「主体的・対話的で深い学び」の実現

教育再生実行会議 第七次提言②

これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う
教育、教師の在り方について H27(2015)/5/14

【教員の資質能力の向上】

- 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」（中央教育審議会 H27/12/21）
- 「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」
H28(2016)/11/28



- ・ **教育委員会と大学等からなる教員育成協議会の構築**
- ・ **教員育成指標等の全国的な整備**
- ・ **実践力を高める教員養成への転換（教職課程コア・カリキュラム）**
- ・ **校内研修推進**
- ・ **初任者研修及び十年経験者研修改革**
- ・ **独立行政法人教員研修センターの機能強化**

教育公務員特例法

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針)

第二十二條の二

文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、**次条第一項に規定する指標の策定に関する指針を定めなければならない。**

- 2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項に規定する指標の内容に関する事項
 - 三 その他公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項
- 3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

教育公務員特例法

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標)

第二十二条の三

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標を定めるものとする。

- 2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ第二十二条の五第一項に規定する協議会において協議するものとする。

教育公務員特例法

(教員研修計画)

第二十二條の四

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下この条において「**教員研修計画**」という。）を定めるものとする。

2 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 任命権者が実施する第二十三条第一項に規定する**初任者研修**、第二十四条第一項に規定する**中堅教諭等資質向上研修**その他の研修（以下この項において「任命権者実施研修」という。）に関する基本的な方針

(略)

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）
中央教育審議会 H27(2015)/12/21

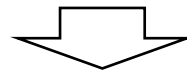
- 校内に複数の**研修チーム**を設け、各チームに経験豊富なベテランの教員やミドルリーダーとしての活躍が期待される教員、教職経験の浅い若手教員や初任者の教員、臨時的任用の教員をバランスよく配置して行う研修
- ベテランの教員やミドルリーダークラスの教員がメンターとして若手教員等の指導や助言を行ったり、授業研究などを行ったりしながらチーム内で学び合う中で初任者等の若手教員を育成するいわゆる**メンター方式**の研修
- 校長のリーダーシップの下、**研修リーダー等**を校内に設け、校内研修の実施計画を整備し、当該計画に則して各教員の自律的、主体的な学習意欲を尊重しながら、研修チームを設けるなどして組織的・継続的な研修

教育再生実行会議 第七次提言③

「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」 H27(2015)/5/14

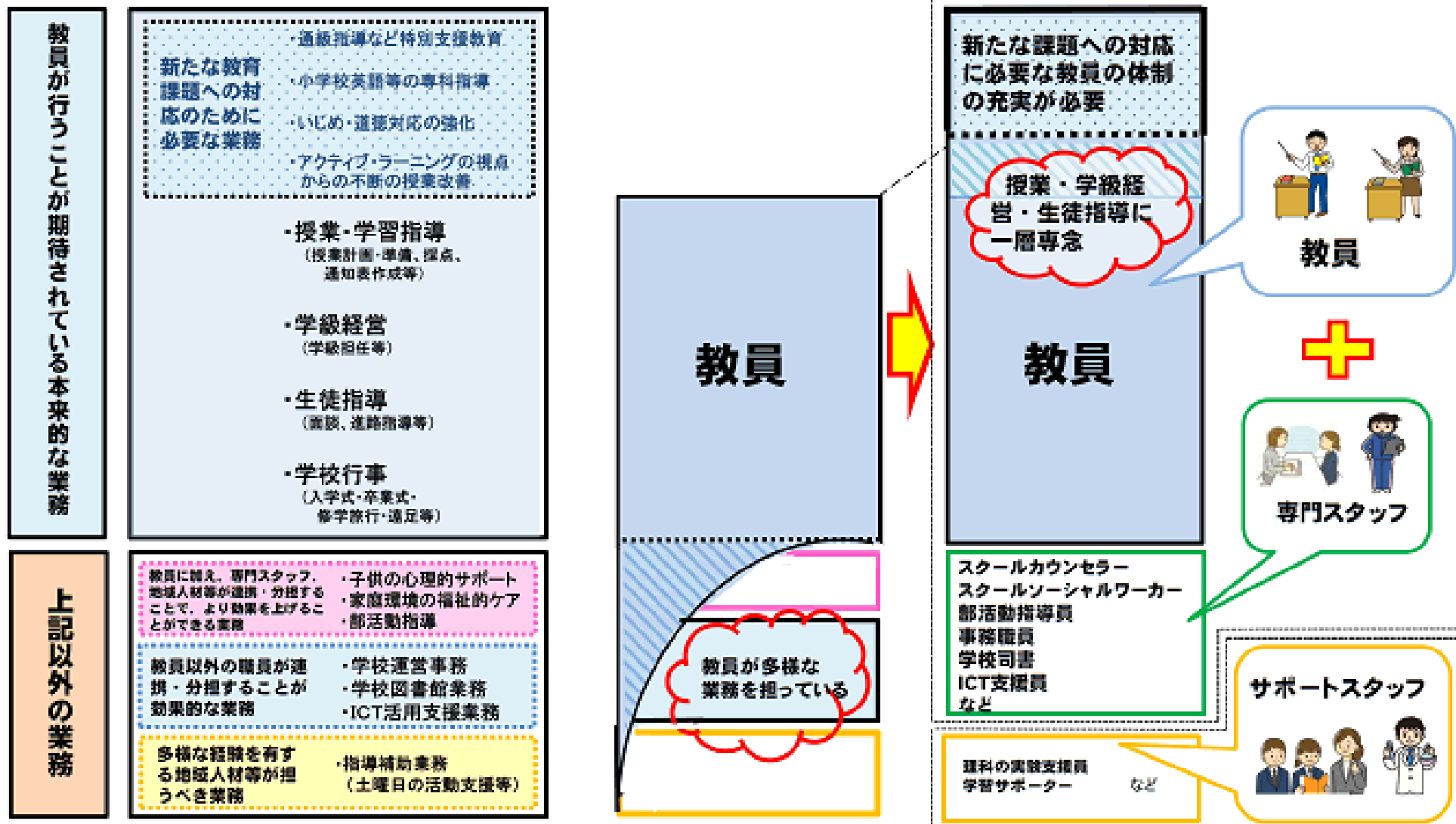
【指導体制の充実】

- 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（中央教育審議会 H27(2015)/12/21）



- ・ 教員、事務職員、多様な専門スタッフ、地域人材等が連携・分担し、それぞれの専門性を発揮できる体制の構築
- ・ 校長がリーダーシップを発揮できる学校運営体制の充実による、学校のマネジメント機能の強化
- ・ 教職員の人材育成や業務改善等の取組を支援し、教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

「チーム学校」の実現による学校の教職員等の役割分担の転換について（イメージ）



現在の役割分担

「チームとしての学校」における役割分担

教育再生実行会議 第七次提言④

「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」 H27(2015)/5/14

【選挙権年齢の引下げへの対応】

- 高校生向け副教材「**私たちが拓く日本の未来**」と教師用指導資料の作成・配布（H27/9/29）文部科学省・総務省
- 「**高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）**」（文部科学省初等中等教育局長 H27(2015)/10/29）
- 「**主権者教育の推進に関する検討チーム**」（文部科学省）
中間まとめ H28(2016)/3/31 最終まとめ H28(2016)/6/13
- 「**主権者教育の推進に関する有識者会議**」（総務省）
とりまとめ H29(2017)/3/28

主権者教育で育成を目指す資質・能力

(知識・技能)

- ・ 現実社会の諸課題（政治、経済、法など）に関する現状や制度及び概念についての理解
- ・ 調査や諸資料から情報を効果的に調べまとめる技能

(思考力・判断力・表現力)

- ・ 現実社会の諸課題について、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ・ 現実社会の諸課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力

(学びに向かう力・人間性等)

- ・ 自立した主体として、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力

主権者教育（取組の方向性）

（1）高校入学以前の子供段階における取組

- ・子供段階は、家庭の役割が大きく、子供とあわせて親世代の意識向上も重要であり、親子参加型のイベントや子連れ投票は有効な取組といえる。
- ・小学生高学年や中学生ともなれば、地域課題に取り組むことで、地域の一員としての自覚が生まれ、家庭等を巻き込み取り組むことで、親子共々、意識が醸成される。
- ・児童会・生徒会の活動は、いわば校内における社会参加と言い得るもので、学校全体でこれらの機会を積極的に活用することが望まれる。

主権者教育（取組の方向性）

（２）高校生段階における取組

- **公民科以外の教科**でも考える力、判断する力を養う教育を行うことが重要で、学校又は学年全体で指導することが大切であり、人員不足、時間不足の対応として有効な取組である。
- 高校生段階では、社会の問題を理解できる年代であり、副教材で掲載している**現実の政治的事象を題材**にした**ディベート**や、実際の選挙を題材に**模擬選挙**を行うことも効果的である。
- **新聞記事やニュース**を活用した授業も効果的であり、小学生段階から家庭を巻き込んだ取組により、一層の効果が期待できる。
- 特別支援学校は、個々の生徒に応じて、基礎的な政治知識から、実際の投票箱を用いた生徒会選挙等、**工夫を凝らした取組**が期待され、実施事例の情報共有を図り、更に取組を進める必要がある。

教育再生実行会議 第八次提言

「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方
について」 H27(2015)/7/8)

教育再生実行会議第九次提言

教育再生実行会議 第九次提言

全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる
教育へ H28(2016)/5/20

【発達障害など障害のある子供たちへの教育の充実】

- ・ 乳幼児期から高等学校段階までの個別の支援情報に関する「個別カルテ（仮称）」の活用
- ・ 高等学校における特別支援学級の導入についての検討

【不登校等の子供たちへの教育の充実】

- ・ 各学校段階における個別の支援情報に関する資料の作成及び進級、進学、就労の際の引継の仕組の構築

教育再生実行会議第十次提言

教育再生実行会議 第十次提言

自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く
子供を育む教育の実現に向けた、
学校、家庭、地域の教育力の向上へ H29(2017)/6/1

○学校、家庭、地域の役割分担

- ・ 教師の長時間労働に支えられている学校現場が今日既に限界に来ている

○家庭、地域の教育力の向上

- ・ 地域ごとの学校休業日の分散化

○学校の教育力の向上のための教師の働き方改革

- ・ 部活動の持続可能な運営体制の整備
- ・ 児童生徒指導担当教師等の充実

○子どもたちの自己肯定感の育成

学校における働き方改革に係る緊急提言

中央教育審議会初等中等教育分科会 学校における働き方改革特別部会
H29(2017)/8/29

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (中間まとめ)

中央教育審議会 H29(2017)/12/22

学校における働き方改革に関する緊急対策

文部科学省 H29(2017)/12/26

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (答申)

中央教育審議会 H31(2019)/1/25

公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン

中央教育審議会 H31(2019)/1/25

学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）

文部科学省 H31(2019)/3/18

学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について（通知）

文部科学省 R1(2019)/6/28

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正

R1(2019)/12/11

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の告示等について（通知）

文部科学省 R2(2020)/1/17

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

北海道 R2(2020)/12/11

学校における働き方改革に関する取組の徹底について (平成31年3月18日付 各都道府県知事・教育委員会教育長等宛 事務次官通知)【概要】

- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31年1月25日中央教育審議会)を踏まえ、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行えるようにするため、各教育委員会及び各学校がそれぞれの権限と責任において取り組むことが重要と考えられる方策を整理し、各教育委員会に対して必要な取組の徹底を呼びかけるもの。
- 同時に、各地方公共団体の長に対して、教育委員会への積極的な支援を依頼。 ※私立学校及び国立大学附属学校にも別途周知

1. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

(1) 勤務時間管理の徹底と勤務時間の上限に関するガイドラインに係る取組

- 労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会の責務である教職員の勤務時間管理の徹底
- ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握・集計するシステムの構築
- 文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた取組の推進 等

(2) 適正な勤務時間の設定

- 児童生徒等の登下校時刻や部活動等について、教職員の勤務時間を考慮した時間の設定・周知
- 早朝や夜間等に勤務せざるを得ない場合における勤務時間の割り振り等適正な措置の徹底
- 教職員が確実に休日を確保するため、週休日の振替期間の延長や学校閉庁日の設定等の工夫の実施
- 緊急時の連絡方法を確保した上での、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備 等

(3) 労働安全衛生管理の徹底

- 労働安全衛生法に義務付けられた労働安全衛生管理体制の整備の徹底
- 全ての学校におけるストレスチェックの適切な実施(文部科学省としても実施状況の調査・公表を予定)
※「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」を踏まえた学校における一層の労働安全衛生管理の充実等について(通知)」(平成31年3月29日)についても参照 等

(4) 研修・人事評価等を活用した教職員の意識改革及び学校評価等

- 管理職の登用の際のマネジメント能力の適正な評価
- 管理職のマネジメント向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のための研修の充実
- 管理職以外の教職員も含め、働き方改革の観点も踏まえた人事評価の実施
- 学校評価や教育委員会の自己点検・評価の活用 等

2. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

(1) 基本的な考え方

- **教育委員会**は、域内の学校における働き方改革に係る方針・計画等を示し、**自ら学校現場に課している業務負担を見直すこと**。また、**地域社会と学校の連携の起点・つなぎ役として前面に立ち**、所管の学校において何を重視し、どのように時間配分を行うかについて地域社会に理解されるような取組を積極的に行うこと。
- 学校運営協議会等の場において**保護者や地域住民等の理解・協力**を得られるよう議論を深め、適切な役割分担を進めること。また、文部科学省の支援も活用しつつ、地方公共団体や教育委員会が、**学校以外で業務を担う受け皿の整備を進めること**。

(2) 業務の役割分担・適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策

- **業務改善方針・計画等の策定及び業務削減目標の設定やフォローアップを通じたPDCAサイクルの構築**
- 学校や地域で発生した業務の仕分けを実施し、**他の主体への対応の要請、教師以外の担い手の確保、業務のスクラップ・アンド・ビルド**により負担を軽減。文部科学省からのメッセージを活用しつつ、**必要性の低い業務を思い切って廃止**。
- **これまで学校・教師が担ってきた14の業務の在り方に関する考え方(※下表)**に基づく、役割分担・適正化のために必要な取組の実施

(例)

▶ 調査・統計等への回答等

調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査、複数調査の一元化、首長部局や民間団体等が実施する調査について学校負担を軽減する周知方法等の要請・精選 等

▶ 部活動

採用や人事配置等において部活動指導力は付随的な位置づけであることの留意、学校に設置する部活動の数の適正化、複数学校による合同部活動や地域クラブ等との連携の推進、将来的に部活動を学校単位から地域単位の取組にすることの検討 等

▶ 給食時の対応

学級担任と栄養教諭の連携、複数学年の一斉給食等の工夫、アレルギー対応の事故防止を最優先とした複雑でない対応 等

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動(部活動指導員等)	⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)
※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)

- **「チームとしての学校」**として、事務職員に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育を支援する専門スタッフ、部活動支援員、スクール・サポート・スタッフ等の**外部人材の参画・確保や研修等の実施**
- **児童生徒等の命と安全を守るため、法的整理を踏まえた役割分担・連携、トラブル発生時の教育委員会の積極的な学校支援、スクールロイヤー等の配置等、児童生徒等を取り巻く問題についての支援体制の構築**
- 福祉部局・警察等関係機関との連携・協力体制の構築
- 文部科学省の組織再編を参考に、教育委員会において、**教職員の業務量を一元的に俯瞰・調整する体制の構築**
- **ICTやOA機器の積極的な導入・更新**を通じた業務効率化や、教師の研修の整理・精選

(3)業務の役割分担・適正化のために各学校が取り組むべき方策

- 学校の重点目標や経営方針の明確化、教職員間で削減する業務を洗い出す機会の設定
- 校長による、一部の教職員への業務の偏りを防ぐ校内の分担の見直しや、校長自らの権限と責任による、学校の伝統として続けているが必ずしも適切と言えない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務(夏休み期間の高温時のプール指導、早朝等所定の勤務時間外に行う練習の指導、行事の過剰な準備等)の大胆な削減
- 文部科学省からのメッセージを活用した保護者や地域住民等との情報共有 等

(4)学校が作成する計画等の見直し

- 個別の指導計画・教育支援計画等について、複数の教師が協力して作成し共有化するなどの取組の推進
- 計画等の統合・整理・合理化、新たな課題に対する既存の各種計画の見直しの範囲内での対応 等

(5)教師の働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施

- 標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合における指導体制の整備状況を踏まえた精査 等

3. 学校の組織運営体制の在り方

(1)服務監督権者である教育委員会から所管の学校に対する取組の促進及び支援

- 校内の委員会等の合同設置や構成員の統一などを通じた業務効率化、校務分掌の包括的・系統的なグループ分け
- 業務の偏りの平準化のため、状況に応じた校務分掌の在り方の適時柔軟な見直し
- 主幹教諭等のミドルリーダーの活躍促進。単なる持ち回りでなく、校長が適材適所で主任を命じることの徹底。
- 管理職等の声がけや、教材の共有等による若手教師の支援
- 事務職員の専門性を生かせるよう、事務職員の校務運営への参画の一層の拡大 等

(2)各教育委員会における取組の推進

- 時間を軸にした総合的な学校組織マネジメントの確立に向けた、管理職に求められる能力の明確化、育成及び的確な評価
- 指導主事等による働き方改革の観点からのアドバイスの実施
- 庶務事務システムの導入や共同学校事務室の設置・活用などを通じた事務職員の質の向上や学校事務の適正化と効率的な処理、事務機能の強化
- 学校が多様な主体との連携や人材の確保を行うに当たり、学校の求めに応じて人材を配置するための人材バンクの整備 等

4. 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

- 各教育委員会において、学校における働き方改革の方針を策定し、定期的に教育委員会会議や総合教育会議で議論することによる首長や他の行政部局との共通理解の促進、各学校の取組の進展状況を踏まえた必要な施策の推進 等

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン スポーツ庁 H30(2018)/3

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 運動部活動の方針の策定等
- (2) 指導・運営に係る体制の構築

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 適切な指導の実施
- (2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

3 適切な休養日等の設定

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置
- (2) 地域との連携等

5 学校単位で参加する大会等の見直し

基本的には学校以外（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域ボランティア等）が担うべき業務

- ①登下校に関する対応
- ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③学校徴収金の徴収・管理
- ④地域ボランティアとの連絡調整

学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

- ⑤調査・統計等への回答等
- ⑥児童生徒の休み時間における対応
- ⑦校内清掃
- ⑧部活動

教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

- ⑨給食時の対応
- ⑩授業準備
- ⑪学習評価や成績処理
- ⑫学校行事等の準備・運営
- ⑬進路指導
- ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

TALIS (OECD国際教員指導環境調査) 2018

Teaching and Learning International Survey

○頻度

- ・ 2008年に開始、5年ごとに実施
- ・ 日本は第2回の2013年から参加、
- ・ 小学校は2018年実施第3回調査（今回）から参加

○調査対象

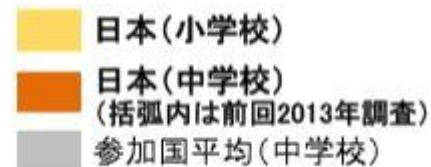
- ・ 中学校（以下、中等教育学校前期課程及び義務教育学校後期課程を含む）及び小学校（以下、義務教育学校前期課程を含む）の教員及び校長。
- ・ 1か国につき、前期中等教育段階200校、初等教育段階200校、1校につき教員（非正規教員を含む）20名を抽出。
- ・ 前期中等教育段階は全48か国・地域が参加。初等教育段階は15か国・地域が参加。

○調査項目

学級環境・教員の仕事時間・指導実践・教員の自己効力感・職能開発等

TALIS (OECD国際教員指導環境調査) 2018

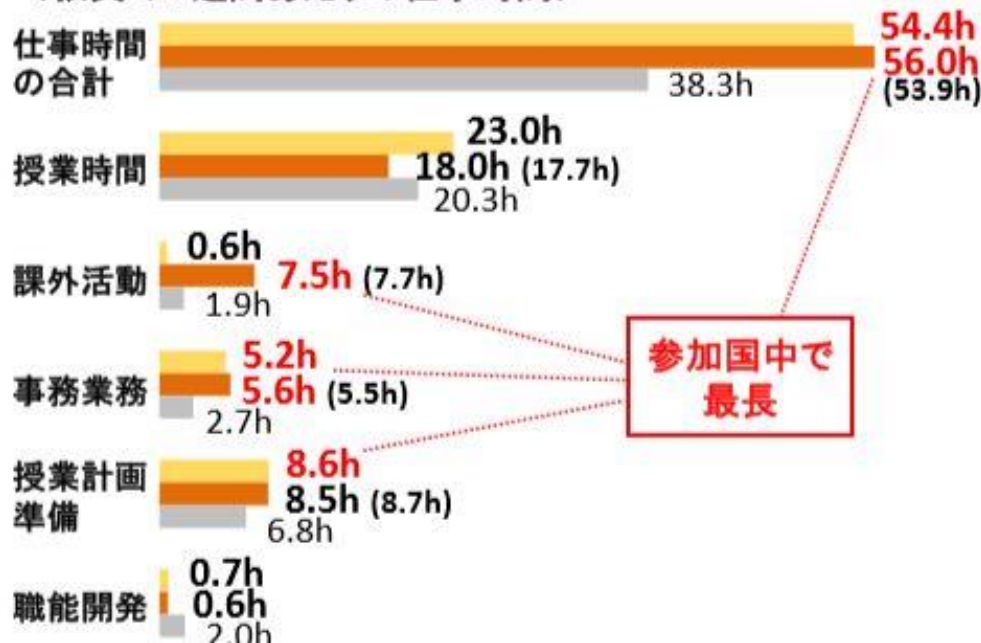
Teaching and Learning International Survey



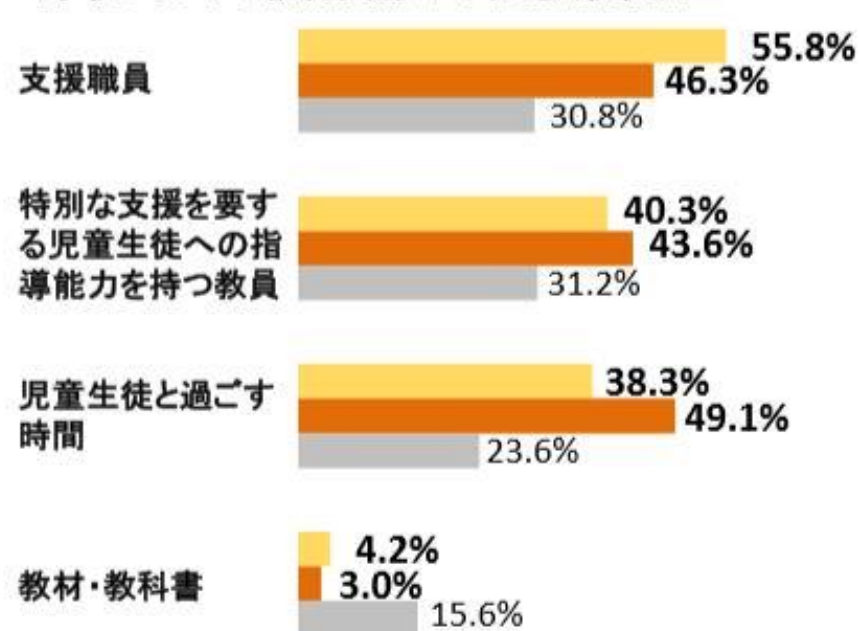
教員の仕事時間は参加国中で最も長く、人材不足感も大きい。

- ▶ 日本の小中学校教員の1週間当たりの仕事時間は最長。
- ▶ 前回2013年調査と同様に、中学校の課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長い。一方、日本の小中学校教員が職能開発活動に使った時間は、参加国中で最短。
- ▶ 質の高い指導を行う上で、支援職員の不足や、特別な支援を要する児童生徒への指導能力を持つ教員の不足を指摘する日本の小中学校校長が多い。一方、教材の不足については指摘が少ない。

<教員の1週間あたりの仕事時間>



<学校における教育資源の不足感(校長)>



学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」 第2期 R3（2021）～R5（2023） R3（2021） /3

（重視する視点）

個の“気付き” チームの“対話” 地域との“協働”

（重点取組）

1. 在校等時間の客観的な計測・記録と公表
2. メンタルヘルス対策の推進等
3. 働き方改革手引「Road」の積極的な活用
4. ICTを積極的に活用した業務等の推進
5. 部活動休養日等の完全実施
6. 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」 第2期 R3（2021）～R5（2023） R3（2021） / 3

【Action 1】 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- ・働き方改革手引「Road」の積極的な活用
- ・ICTを積極的に活用した業務等の推進
- ・地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進
（コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の取組の推進）
- ・「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進
（部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等の配置促進） など

【Action 2】 部活動指導に関わる負担の軽減

- ・部活動休養日等の完全実施
- ・中体連、高体連、高文連、各競技団体との連携・協力等
- ・学校規模等に応じた部活動数の適正化
- ・部活動の地域への移行や合理的で効果的な部活動の推進 など

学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」 第2期 R3（2021）～R5（2023） R3（2021）/3

【Action 3】 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

- ・ 在校等時間の客観的な計測・記録と公表
- ・ ワークライフバランスを意識した働き方の推進
- ・ 人事評価制度等を活用した意識改革の促進
- ・ 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定 など

【Action 4】 教育委員会による学校サポート体制の充実

- ・ メンタルヘルス対策の推進等
- ・ 調査業務等の見直し
- ・ トラブル等に直面した際のサポート体制の充実
- ・ 教頭への支援
- ・ 留守番電話やメールによる連絡対応や押印の省略等 など

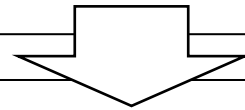
教育再生実行会議第十一次提言

教育再生実行会議 第十一次提言

技術の進展に応じた教育の革新、

新時代に対応した高等学校改革について R1(2019)/5/7

人口減少や少子・高齢化が急速に進む中で、地方創生を進めることが重要。さらに、人生100年時代を迎える中、AIやIoTなどの技術の急速な発展に伴う Society5.0が到来するとともに、グローバルな競争が激化。これらの変化に対応し活躍できる人材育成が急務であり、新たな時代を見据えた教育再生を大胆に進めることが必要。



技術の進展に応じた教育の革新

新時代に対応した高等学校改革

1. 技術の進展に応じた教育の革新

背景

- ・ 技術革新は、一人一人の能力等に応じた個別最適化された学びや、場所や時間に制約されず主体的に学び続けることができる環境を実現する。
- ・ 教師に求められる役割や資質・能力も変化。こうした変化に対応するため、養成・採用・研修の全体を通じた教師の育成が必要。働き方改革も重要。
- ・ 学校のICT環境は脆弱であり、教育の発展にとって危機的な状況。ICTは教育の「マストアイテム」であり、関係者が意識を高め、整備の加速化が必要。

主な提言事項

(1) Society5.0で求められる力と教育の在り方

- プログラミングやデータサイエンスに関する教育等も含めた基盤的な学力や情報活用能力の育成
- STEAM教育の推進
- 情報モラル教育の充実
- 社会の変化に対応するための教育課程や教科書も含めた学習指導の不断の見直し

(2) 教師の在り方や外部人材の活用

- 社会の変化や技術の急速な進展を踏まえた養成・採用・研修の全体を通じた教師の資質・能力の向上
- 教員養成を先導するフラッグシップ大学の創設
- 免許外教科担任が多い教科（高等学校の情報など）の免許取得の促進に向けた免許制度の改善
- 特別免許状の積極的・弾力的な活用等による外部人材の積極的な配置・活用

(3) 新たな学びとそれに対応した教材の充実

- 全ての小・中・高等学校等で遠隔教育を活用できるよう推進
- スタディ・ログ等を活用した個別最適化された学びの実現に向けた実証研究の推進
- デジタル教科書の効果・影響の検証や企業等との連携・協働による多様なデジタル教材等の作成の推進

(4) 働き方改革

- 校務の情報化や、各種表簿の電子化等による働き方改革の推進

(6) 新たな学びの基盤となる環境整備、EBPMの推進

- 地方財政措置（単年度1,805億円）が講じられている学校のICT環境整備について、地方公共団体間で差が生じている要因等の分析と、必要な対応の実施

【参考】普通教室の無線LAN整備率 ※ 平成30年3月現在
 静岡県68.6% 福岡県9.4%
 教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数
 佐賀県1.8人 埼玉県7.9人

(5) 特別な配慮が必要な児童生徒の状況に応じた支援の充実

- 障害のある児童生徒への指導の効果を高めるための支援機器等教材の効果的な活用の促進
- 通学が困難な児童生徒や帰国・外国人生徒等のための活用も含め、全ての小・中・高等学校等で遠隔教育を活用できるよう推進

(7) 教育現場と企業等の連携・協働

- 協議会等の定期的な開催による関係省庁の連携・協働の促進
- 総合教育会議の活用等による首長と教育委員会が一体となった教育の情報化の推進
- 企業等による、便利で安価なICT機器やネットワーク環境の開発等、魅力的な教材の開発、技術的ノウハウの提供、人材供給、EdTechを活用した事例創出等への積極的な協力を期待

- 必要十分な機能を有するICT機器等を費用を低減して調達するためのガイドブックの作成
- クラウドサービスの普及を見据えた教育用ネットワーク環境の在り方の検討
- 全国学力・学習状況調査の改善の検討

2. 新時代に対応した高等学校改革

- ・ 高等学校は、中学校を卒業したほぼ全ての子供が進学。社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら生き抜く力を育成することが必要。
- ・ 高校生の能力、適性、興味・関心、進路等が多様化し、高等学校が対応すべき教育上の課題は複雑化。
- ・ また、少子高齢化、就業構造の急速な変化、グローバル化、SDGsの推進、AI・IoT等の技術革新の進展によるSociety5.0の到来など大きな社会の変化。
- ・ こうした中、高等学校においては、Society5.0を生き抜くための力や生徒一人一人が能動的に学ぶ姿勢を身に付けさせることが求められており、子供の能力を最大限引き出す多様な学びの実現や文理両方をバランスよく学ばせることにより、Society5.0をたくましく生きる人材の育成を図ることが重要。
- ・ なお、各学校における改革の取組は、教師の意識改革や人事配置等の工夫、地域の関係者の参画等により、継続性を維持し定着させることが必要。

(1) 学科の在り方

- 学習の方向性に基づいて学科を類型化すること等、普通科の在り方の検討
- 文系・理系科目をバランスよく学ぶ仕組みの構築
- 専門学科が地域の自治体や産業界等と協働できる仕組みの普及
- 専門学科及び総合学科の在り方や学科の区分の在り方の検討

【参考】生徒数（平成29年度）

普通科	239万人（73%）
専門学科	71万人（22%）
総合学科	18万人（5%）

(4) 教師の養成・研修・免許の在り方

- 校内研修の充実、研修の適切な評価、管理職のマネジメント力の向上、ベテランから若手教師への知識技能の伝承
- 教職に強い大学と教科に強い大学が共同して質の高い教員養成ができる仕組みの構築
- 特別免許状の弾力的な活用等による、外部人材の活用
- 特色ある教育活動を推進している校長の在職期間の長期化など、人事異動の在り方の再点検
- 働き方改革の推進

(2) 高等学校の教育内容、教科書の在り方

- 新高等学校学習指導要領の着実な実施
- 社会の変化に対応するための教育課程や教科書も含めた学習指導の不断の見直し
- 全ての高等学校等で遠隔教育を活用できるようなグッドプラクティスの全国的普及

(5) 地域や大学等との連携の在り方

- 高等学校と市町村、産業界、大学等が協働した地域課題の解決等を通じた学びの実現
- 高等学校におけるコミュニティ・スクールの導入と地域学校協働活動の実施の推進
- 高等学校と地域をつなぐコーディネーターの役割やその在り方の検討
- 地方創生の観点からの地域の関係機関による高等学校の支援方策の検討

(6) 中高・高大の接続

- 文理両方を学ぶ人材の育成の観点や学科の在り方の検討を踏まえた入学者選抜を含む中高・高大接続の在り方等の検討、進路指導やキャリア教育等の充実

(3) 定時制・通信制課程の在り方

- 多様な背景を持つ生徒の受け皿となっている実態を踏まえた教育の質の向上
- 広域通信制高等学校の第三者評価の実証研究結果等を踏まえた更なる質の確保・向上

(7) 特別な配慮が必要な生徒への対応

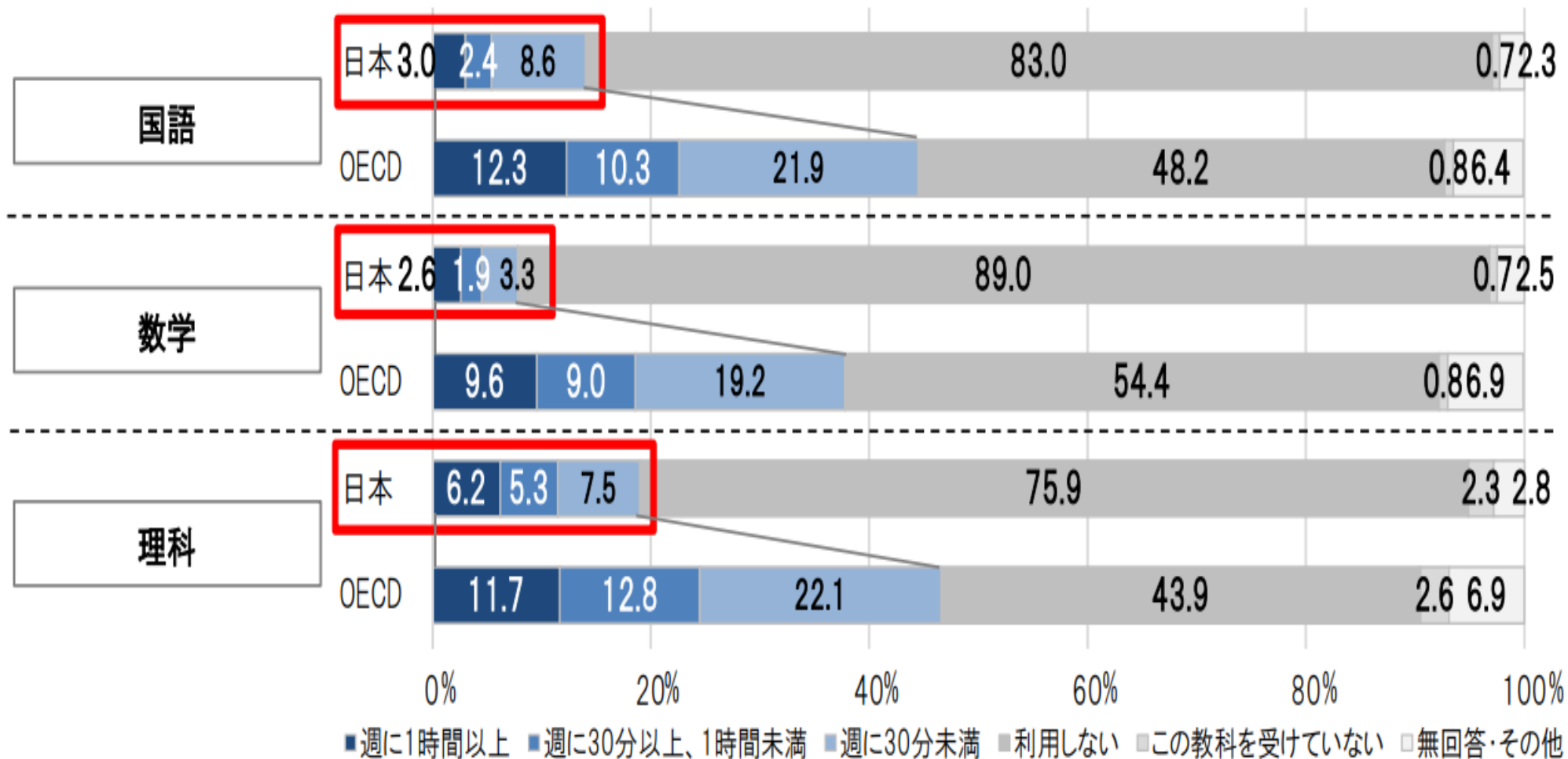
- 不登校等の多様な課題を抱える生徒に対応するためのスクールカウンセラー等の専門人材の配置状況の把握と、適正な配置・活用に向けた方策の検討
- 障害のある生徒の自立と社会参加に向けた学校と関係機関等の連携
- 日本語指導が必要な帰国・外国人生徒等の受入れ体制の充実

(8) 少子化への対応

- 少子化が進む中、地域における高等学校の役割も十分踏まえた、新たな時代の高等学校にふさわしい教育環境の在り方の検討

授業におけるICT活用状況 PISA 2018

● 1週間のうち、教室の授業でデジタル機器を利用する時間



G I G Aスクール構想

Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。

目指すべき
次世代の
学校・
教育現場

- ✓ 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う ～遠隔・オンライン教育の実施～
- ✓ 個別に最適で効果的な学びや支援 ～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～
- ✓ プロジェクト型学習を通じて創造性を育む ～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ✓ 校務の効率化 ～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ✓ 学びの知見の共有や生成 ～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)～

児童生徒の端末整備支援

- 「1人1台端末」の実現 2,973億円
国公立の小・中・特支等義務教育段階の児童生徒が使用するPC端末整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・特支等 令和元年度 1,022億円
国公立：定額(上限4.5万円) 令和2年度1次 1,951億円
私立：1/2(上限4.5万円)

- 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備 11億円
視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる障害に対応した入出力支援装置の整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・特支等
国立、公立：定額、私立：1/2

学校ネットワーク環境の全校整備 1,367億円

- 小・中・特別支援・高等学校における校内LAN環境の整備を支援
加えて電源キャビネット整備の支援 令和元年度 1,296億円
対象：国・公・私立の小・中・特支、高等学校等 令和2年度1次 71億円
公立、私立：1/2、国立：定額

G I G Aスクールサポーターの配置 105億円

- 急速な学校ICT化を進める自治体等のICT技術者の配置経費を支援
対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等 令和2年度1次 105億円
国立：定額、公私立：1/2



緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

- 家庭学習のための通信機器整備支援 147億円
Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、**LTE通信環境(モバイルルータ)の整備を支援**
対象：国・公・私立の小・中・特支等
国公立：定額(上限1万円)、私立：1/2(上限1万円)
- 学校からの遠隔学習機能の強化 6億円
臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、**学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援**
対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
公私立：1/2(上限3.5万円)、国立：定額(上限3.5万円)
- 「学びの保障」オンライン学習システムの導入 1億円
学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能な**プラットフォームの導入に向けた調査研究**

Society 3.0
工業社会

Society 4.0
情報社会

Society 5.0
超スマート社会

- 人間としての強み（現実世界を理解し状況に応じて意味付け、倫理観、板挟みや想定外と向き合う力、責任を持って遂行する力など）
- 共通して求められるのは、文章や情報を正確に読み解き対話する力、科学的に思考・吟味し活用する力、価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力など

学校ver.1.0（「勉強」の時代）

◆教育のリソース（教師、教材、場所）を学校が独占し、全員が決められた時間に一斉に授業を受け、知識再生型のペーパーテストで成果を測定。

◆カリキュラムは知識の体系（典型が、国語の学年別漢字当表）。

◆重視されたのは、知識を正確に記憶する基礎学力、忍耐強さ、あらかじめ定められた計画を着実にこなす正確さ。

◆教員の授業研究による教育方法工夫・改善の自主的な蓄積に依存

学校ver.2.0（「学習」の時代）

◆日本の学校教育の蓄積を活かしつつ、能動的な学び手（アクティブ・ラーナー）を育成する「主体的・対話的で深い学び」。

◆5肢択一偏重の大学入試から記述式を導入した考える入試への転換など高大接続改革。

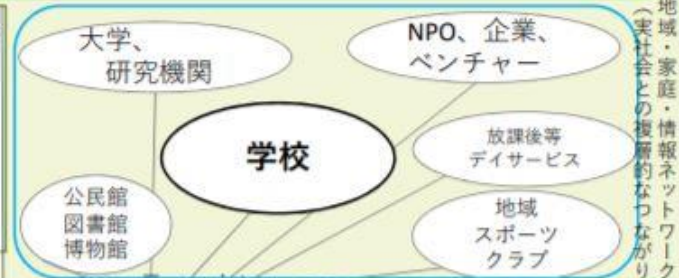
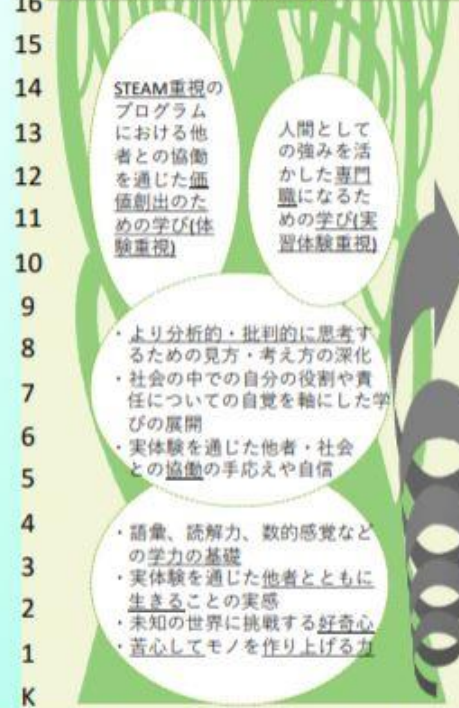
◆カリキュラムは能力重視の体系へと転換。（語彙を表現に活かす、科学的に思考する、数学を日常生活に活かす...といった認知的能力とその土台となる学習意欲や協働しようとする態度を重視）

◆重視されているのは、自分自身の文脈で情報を編集し、協働・対話を通じて新しい価値や「納得解」を生み出す力。

学習指導要領2017年改訂

学校ver.3.0（「学び」の時代）

21 「K-12教育」から「K-16プログラム」へ
 20 ・次世代型学校においては、教育プログラムを個別最適化した「学び」へ
 19 ・K-16のグレードは学年ではなく能力のレベル。人生100年時代のリカレント教育を前提とした教育の仕組みへ
 18 ・K-16プログラムは、次世代型学校を軸に大学、NPO、企業など様々な主体がそれぞれの強みを活かして提供



地域・家庭・情報ネットワーク（実社会との複層的なつながり）

「能動的な学び手」(アクティブ・ラーナー)
 「個別最適化された学びのまとめ役」(ラーニング・オーガナイザー)
 個々の子供の学びと授業における協働学習のデザインとプロデュース (新たな公教育の役割)

個別最適化された学びと学びのポートフォリオ

- ◆公教育の重要な役割は、子供の学びの状況を観察し、個々人に応じた学びの実現を支援
- ◆次世代型学校を軸に、大学、NPO、企業などが提供する様々なプログラムを選択して学ぶユビキタス・ラーニング(※)
- ◆学校は、実体験や他者との対話・協働をはじめ多様な学習活動の機会を公正に提供する役割を重視
- ◆個人の学習成果（作文、作品、レポート、プレゼン等）は学びのポートフォリオとして電子化、蓄積

個人の認知と性向の特性を踏まえた支援
 (認知科学と教育ビッグデータの活用)
 ※ビッグデータのリスクや限界にも留意

教育ビッグデータの収集・分析 (総合的なエビデンス)
 スタディ・ログ (学習の履歴)
 自治体間や国との連携 研究機関・企業との連携

※ユビキタス・ラーニング：いつでもどこでも学習できること

コミュニティ・ソリューション (人や地域のつながりが課題解決)

国民国家モデル
ガバメント・ソリューション (政府が課題解決)

マーケット・ソリューション (市場が課題解決)

グローバル市場経済モデル

持続可能な開発モデル

人間存在としての基本的な価値や人格形成 (善く生きるとは、個人と他者、社会との関わり方...)

Society5.0 に向けた 学校 Ver3.0

学校 Ver1.0

Society 3.0「工業社会」は「勉強の時代」。教育リソースは学校が持ち、一斉授業で知識再生型の教育を実施。知識を正確に記憶する基礎学力、忍耐強さ、予め定められた計画を着実にこなす正確さが重視された。

学校 Ver 2.0

Society 4.0「情報社会」は「学習の時代」。能動的な学び手を育成するために主体的・対話的な学びを重視。知識から能力重視のカリキュラム体系に。学習者自身の脈絡で情報を収集し、協働や対話を通じて新しい価値や「納得解」の創出を重視する。

学校 Ver3.0

Society 5.0「超スマート社会」は「学びの時代」。教育ビッグデータを収集・分析して「個別最適化された学び」により、年代別「K-12教育」から能力別「K-16プログラム」へ。学習者は学校だけではなく社会や地域、大学など様々なリソースから主体的にプログラムを選択して学び、学習成果は学びのポートフォリオとして蓄積する。

- EdTechを「教育におけるAI、ビッグデータ等の様々な新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組」と整理。
- EdTechは、児童生徒と教師にとって使いやすく、教育の質の向上につながるものでなければならない。
- 文部科学省EdTech PTは、児童生徒や教師の視点を大切にしながら、新しい技術の開発・活用を推進する。

児童生徒

- スタディ・ログ等を蓄積した学びのポートフォリオの活用による自身の能力や特性に応じた「公正に個別最適化された学び」を実現
- EdTechの活用により、人間関係や学習面など学校生活上の悩み等を見逃さずに発見。必要に応じて、きめ細かい支援が受けられる環境を実現。

教師

- 一人一人の児童生徒の基盤的学力や情報活用能力の習得状況の継続的な把握と迅速なフィードバックと、教師の気づきを組み合わせ、きめ細かな指導を効果的に実現
- 学習指導・生徒指導・学校経営など様々な場面で、EdTechを使うことで、指導の質の向上と教師の負担の軽減を両立させ、より良い教育を実現。

これらの未来像を全ての学校で実現するため
基盤としてのEdTechの活用を推進

行政

- 各種データの規格化・効率化により、「教育ビッグデータ」の活用体制を構築。プライバシーや個人情報保護等に配慮した上で、学校内・学校間・教育委員会間・行政機関間において適切に共有・利活用される環境を実現。
※その際「教育ビッグデータ」の活用を前提としつつ、データ化が難しい児童生徒の個別課題や保護者・地域の意向等も含めた教育政策の総合的な判断がなされるよう取り組む。
- 「教育ビッグデータ」の活用により、例えば、①教師の授業スキルや学校マネジメントなど教育実践に係る暗黙知を可視化、②学校間や教育委員会間での比較を通じて、成功モデルに共通する特徴を抽出等のデータに基づいた政策展開を企画・推進。

※民間EdTech開発事業者、民間教育事業者、研究者等の多様なプレイヤーと連携して、開発・実装を加速。

- ✓ EdTech PTにおいて、有識者ヒアリング等を通じて、**文部科学省が取り組むべきEdTech関連施策**を検討。
- ✓ **「Society5.0に向けた人材育成」と軌を一にした形で**、EdTechの観点から、①**Society5.0を見据えた目指すべき未来像**、②**すぐにでも着手すべき課題**、③**今後深掘りすべき中長期的な課題**について整理し、順次実施。

変化5

ポストコロナ時代の教育の在り方が検討されている

中央教育審議会

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学び
と協働的な学びの実現～（答申） R3(2021)/1/26

中央教育審議会

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～
(答申) **各論** R3(2021)/1/26

○義務教育

- ・ 小学校高学年からの**教科担任制の導入**
- ・ **少人数**によるきめ細かな指導体制
- ・ 教科等ごとの**授業時数の配分の弾力化**制度の創設

○高等学校教育

- ・ **スクール・ミッション**の再定義
- ・ 「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」の3つの方針（**スクール・ポリシー**）の策定・公表
- ・ 「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化（**普通科改革**）
- ・ **STEAM教育**等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成
A→（芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義）

○ICTを活用した学び

- ・ ICTの日常的な活用による授業改善
- ・ 学習履歴（**スタディ・ログ**）など教育データを活用した個別最適な学びの充実
- ・ 全国的な**学力調査のCBT化**
- ・ 高校における**遠隔授業**に係る単位数の算定、対面により行う授業の実施等の要件の見直し
- ・ **デジタル教科書・教材**の普及促進

中央教育審議会

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」（諮問） R3(2021)/3/12

- 1 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師像と教師に求められる資質能力
- 2 質の高い教職員集団の在り方
- 3 教員免許の在り方
- 4 「令和の日本型学校教育」を支え、多様化した教職員集団の中核となる教師を養成する教員養成大学・学部、教職大学院の在り方
- 5 教師が、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができる環境整備

教育再生実行会議第十二次提言

教育再生実行会議 第十二次提言

ポストコロナ期における新たな学びの在り方について R3(2021)/6/3

○ニューノーマルにおける初等中等教育の姿

- ・ 個人と社会全体のウェルビーイングの実現を念頭
- ・ 学習者主体の視点を強く意識した教育活動の展開
- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現

○データ駆動型の教育への転換

- ・ 学習履歴（スタディ・ログ）
- ・ 生活・健康に関するデータ（ライフ・ログ）
- ・ 教師の指導・支援等に関するデータ（アシスト・ログ）
- ・ 学校・自治体に関する行政データ等
- ・ 学習マネジメントシステム（学習 e ポータル：初等中等教育版 LMS）